

美濃加茂市
MINOKAMO CITY

地域福祉計画



令和6年3月
美濃加茂市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 地域福祉の概念	6
4 計画期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 美濃加茂市の現状	9
1 美濃加茂市の人口等	9
2 ヒアリング調査等からみる現状・課題	15
3 地域座談会からみる課題	19
4 課題の整理	21
第3章 基本理念・基本目標	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 施策体系	25
第4章 施策の展開	26
基本目標1 手と手、心と心をつなぐ「ひとづくり」	26
1-1 支え合う地域づくりのため、地域福祉の関心を高めます	26
1-2 地域福祉に関わる人材を育成します	27
1-3 地域の担い手として地域づくりへの参画を促進します	28
基本目標2 誰にも役割と出番がある「地域づくり」	29
2-1 誰もが利用できる包括的な相談体制を目指します	29
2-2 誰もが参加できる多様な交流の場づくりを進めます	30
2-3 地域で支え合う体制や仕組みをつくりま	31
基本目標3 安全・安心な「福祉環境づくり」	32
3-1 避難行動要支援者を支援します	32
3-2 地域で安心して暮らせる環境をつくりま	33
3-3 誰もが安心してSOSを発信できる地域に向けて理解を深めます	34
3-4 生きづらさや困りごとを抱えた人への支援を進めます	35
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画	36
1 計画の概要と背景	36
2 計画の理念	37
3 計画の目標	37
4 重層的支援体制整備事業の内容	38

第6章 成年後見制度利用促進基本計画	48
1 成年後見制度の概要と背景	48
2 計画の目的	50
3 計画の目標	50
4 今後の方針・取り組み	50
第7章 再犯防止推進計画	59
1 計画策定の目的	59
2 計画の期間	59
3 計画の対象者	60
4 今後の方針	60
第8章 保健・福祉アクションプラン	62
1 美濃加茂市地域福祉計画	62
2 美濃加茂市障がい者プラン	63
3 美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	64
4 第4期美濃加茂市健康増進計画	65
5 美濃加茂市第2次いのち支える自殺対策計画	66
6 第3期美濃加茂市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期 美濃加茂市国民健康保険特定健康診査等実施計画	67
第9章 計画の推進に向けて	68
1 市民・事業者・行政等の連携協働による計画の推進	68
2 計画の普及・啓発	68
3 計画の点検・評価	68

「障がい」の表記について

岐阜県では公文書において、「障害者」を「障がい者」「障がいのある人」などと表記して、「害」の字が持つマイナス（否定的）イメージが与える不快な心情を和らげるなど、障がい者の人権尊重を推進するとともに、県行政のこうした取り組みを通じて障がい者や障がい福祉に対する県民の理解を促進し、共生社会の実現を目指した「人と環境にやさしい岐阜県づくり」の推進を図るとしています。美濃加茂市でも県の考え方にに基づき、本計画においては「害」の字を可能な限りひらがなで表記することとしています。ただし、法令や条例等に基づく法律用語や団体等の固有名称等については、これまでどおり「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 地域共生社会へと向かって

- 近年、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、人々のライフスタイルの変化等を背景に、住民相互の社会的なつながりが希薄化し、地域社会でささえあう力が弱くなっています。
- 社会の変化により、地域の課題も孤独・孤立、虐待、ヤングケアラー、自殺、ひきこもり、8050問題、ダブルケア等、多様化してきています。
- このような多岐にわたる地域の課題を解決していくためには、『自助』（地域で生活する住民一人ひとりが努力すべきこと）、『互助・共助』（地域で生活する人々が協力して行う日常的な生活支援活動）と『公助』（行政が行う公的福祉サービスの提供）が相互に連携し、すべての人がともにささえあい、助け合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指していくことが必要となります。
- 本市では、令和2年度から令和5年度までの4年間を期間とする「美濃加茂市地域福祉計画」に沿って、地域福祉の推進に資する施策を進めてきました。
- 国においては、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で「地域共生社会」を掲げ、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の垣根を小さくしつつ「支える側」と「支えられる側」という従来の固定的な関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会である「地域共生社会」の実現を打ち出しています。
- 地域活動については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、ボランティアや民生委員等の活動は一時期、停滞しました。“コロナ前”と“コロナ後”では状況が一変しており、地域活動への影響は引き続きありますが、新たな地域活動のかたちを模索していく必要があります。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

本市においては、2020 年 7 月に『みのかも SDGs 推進宣言』を行いました。本計画の推進に当たっては SDGs を意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、すべての人々の最善の利益が実現される社会を目指します。



2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

本計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

この計画は、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止などの推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定します。

社会福祉法の抜粋

【社会福祉法】

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律の抜粋

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律の抜粋

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 計画の性格

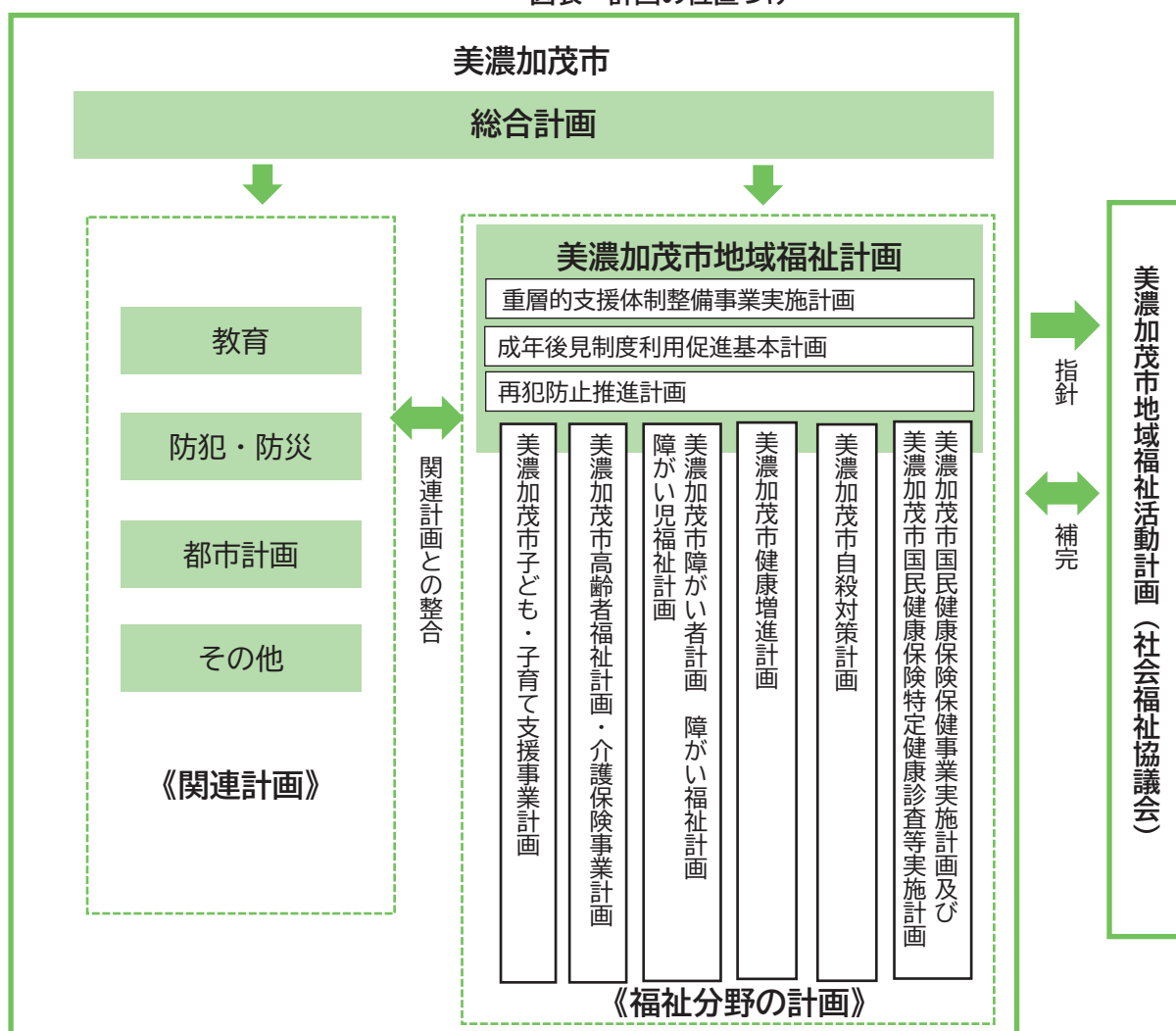
本市では、令和2年4月から第6次総合計画（以下、総合計画とする。）がスタートしています。「WALKABLE CITY MINOKAMO～すべての健康のために、歩き続けるまち～」を基本構想として、市民・団体・企業・行政が一体となって「歩き続ける」ことを共通の目標とし、「心の健康」「体の健康」「社会の健康」を整えることで、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

本計画は、総合計画を上位計画として、総合計画の基本構想を実現するための計画であり、総合計画を補う性質を持っています。総合計画の実施内容の一部を担い、他の福祉分野別計画の上位計画として、各福祉分野別計画を推進し、補うための共通した内容を策定するもので、市民の地域生活を支えることを目指します。

総合計画の基本構想を実現するために掲げられる3つの「健康」の実現のために各福祉分野別計画は存在しており、各計画において必要な目標を定め、目標達成に必要な事業について、本計画との整合性を確認しながら個別の計画の中で管理していきます。

本計画は、美濃加茂市社会福祉協議会（以下、市社協とする。）が策定する地域福祉活動計画の指針となり、またお互いを補完する計画です。そのため、地域福祉計画と地域福祉活動計画が、いわば「車の両輪」となって、密接に連携を図り、地域福祉を推進していきます。

図表 計画の位置づけ



3 地域福祉の概念

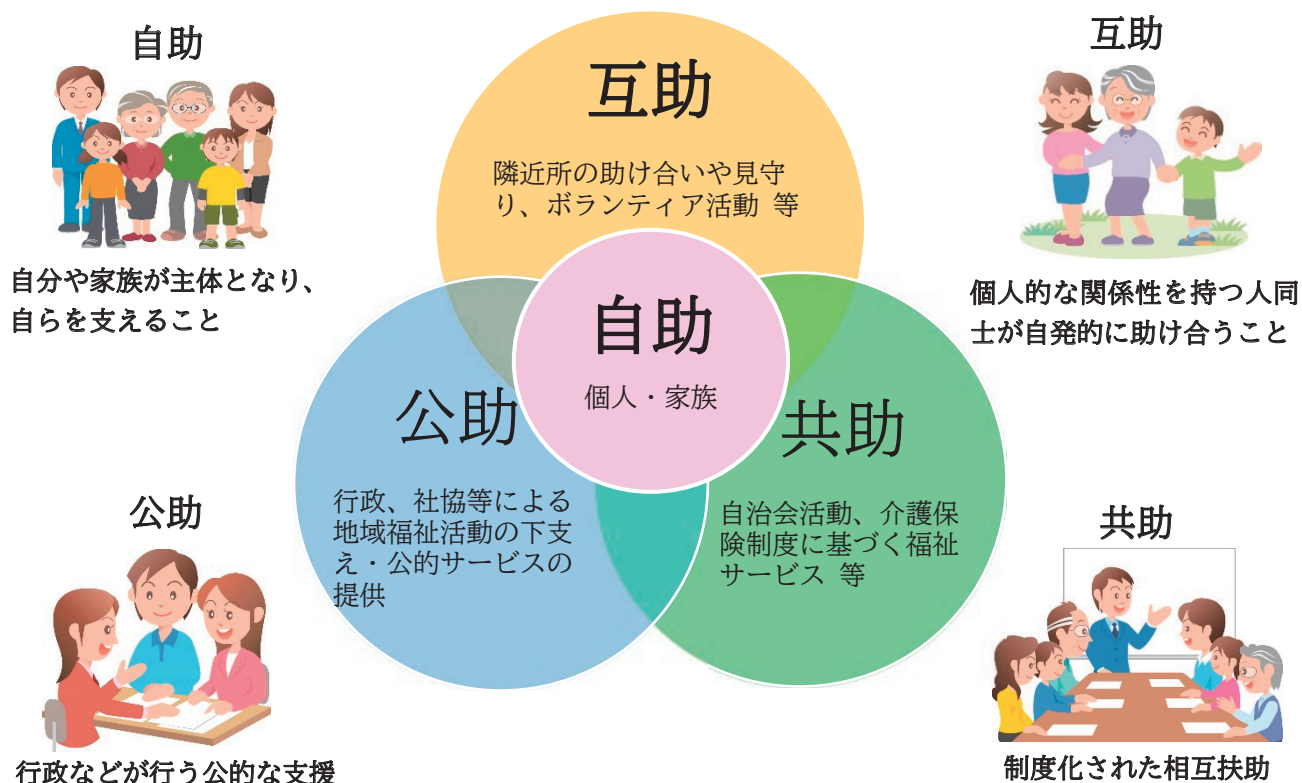
「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もがその地域で生き生きと自立した生活を送ることができる社会を目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、共に支え合い・助け合う社会づくりを具体化することです。

「地域福祉計画」は、地域の課題解決に向けて、行政や各種団体、住民等が活動するときの方向性や基本的な考えを示したものです。行政が策定する地域福祉推進のための基本計画であり、地域の力によって課題を解決していく視点を重視しています。

本計画は、行政による「公助」・社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「互助」が必要不可欠となります。

「自助」と聞くと「自分のことは自分でやる」＝「自分のことは自分でやらなければならない」という自己責任論として、捉えられることがあります。決してそうではなく、「公助」「互助」「共助」が確立されているからこそその「自助」であるため、「自助」のみを取り上げて、個人の責任にすることはありません。「自助」を中心に「公助」「互助」「共助」が支え合う関係性によって、地域で課題を解決していく社会を目指していきます。

図表 自助・互助・共助・公助の関係性



それぞれが相互に連携して「支援のすき間」を埋めることで地域の重層的なセーフティネットをつくるのが大切です。

4 計画期間

「美濃加茂市地域福祉計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間に行う計画について定めたもので、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」の計画期間も同一期間とします。本計画は、各計画の実施状況及び事業評価を踏まえつつ必要に応じて見直しを行います。

図表 計画の期間

年度・計画名称	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
総合計画	第5次計画期間			第6次計画期間										
地域福祉計画	総合計画に包含			計画期間（4年）				計画期間（6年）						
								前期			後期			
成年後見制度 利用促進基本計画				計画期間（4年）				計画期間（6年）						
								前期			後期			
再犯防止 推進計画				計画期間（4年）				計画期間（6年）						
								前期			後期			
重層的支援体制 整備事業実施計画								計画期間（6年）						
								前期			後期			
障がい者計画	計画期間				計画期間			計画期間（6年）						
								前期			後期			
障がい福祉計画	第4期	第5期			第6期			第7期			第8期			
障がい児福祉計画		第1期			第2期			第3期			第4期			
高齢者福祉計画	第6期	第7期			第8期			第9期			第10期			
介護保険 事業計画	第6期	第7期			第8期			第9期			第10期			
健康増進計画	計画期間 (H27～)			計画期間（4年）				計画期間（6年）						
								前期			前期			
自殺対策計画			計画期間（5年）					計画期間（6年）						
								前期			前期			
特定健康診査等 実施計画		計画期間（6年）						計画期間（6年）						
健康保険保健 事業実施計画		計画期間（6年）						計画期間（6年）						
子ども・子育て 支援事業計画	計画期間 (H27～)			計画期間（5年）					計画期間（5年）					

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、また、策定段階からの積極的な住民参加を図るため、下記の調査、意見聴取等を行いました。

(1) アンケート・ヒアリング調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、市内関係団体を対象に「アンケート調査」を実施しました。また、成年後見制度利用促進基本計画などについて対面ヒアリング調査を3団体（岐阜県弁護士会、岐阜県司法書士会、岐阜県社会福祉士会）に実施しました。さらには教育と福祉の連携に関する対面ヒアリング調査を市内の小・中学校（市内9小学校、2中学校及び双葉中学校）に実施しました。

(2) 地域座談会の開催

一般市民や地域福祉活動者の参画を図るとともに、現状における活動上の課題や、解決方策等を把握するため、市内3か所（各2回）で地域座談会を開催しました。

お住まいの地域	1回目	2回目	会場
古井・下米田	2023/8/12（土）	2023/9/16（土）	総合福祉会館会議室1
山之上・蜂屋・伊深・三和	2023/8/19（土）	2023/9/23（土）	伊深交流センター会議室1・2・3・4
太田・加茂野	2023/8/26（土）	2023/9/30（土）	西体育館ミーティングルーム1・2

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定内容について広く市民の意見を取り入れるため、令和6年1月15日から2月5日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 美濃加茂市の現状

1 美濃加茂市の人口等

(1) 人口の現況

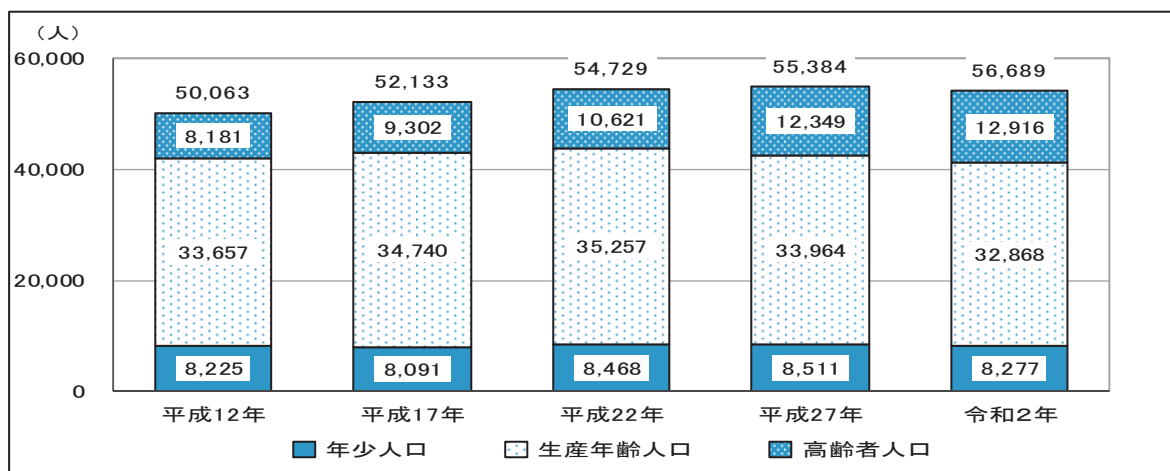
総人口をみると、増加傾向にあり、令和2年は56,689人となっています。年少人口は増減がみられ、年少人口比率は平成17年以降、概ね横ばいで推移しています。生産年齢人口は、平成22年までは増加していましたが平成27年以降は減少しています。生産年齢人口比率は減少しています。高齢者人口と比率はともに増加しています。

年齢3区分別人口とその比率の推移

単位：人、％

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	50,063	52,133	54,729	55,384	56,689
年少人口（15歳未満）	8,225	8,091	8,468	8,511	8,277
年少人口比率	16.4	15.5	15.6	15.5	15.3
生産年齢人口（15～64歳）	33,657	34,740	35,257	33,964	32,868
生産年齢人口比率	67.2	66.6	64.9	62.0	60.8
高齢者人口（65歳以上）	8,181	9,302	10,621	12,349	12,916
高齢者人口比率	16.3	17.8	19.5	22.5	23.9

資料：国勢調査※平成22年度以降の総人口は年齢不詳者を含む



資料：国勢調査※平成22年度以降の総人口は年齢不詳者を含む

(2) 出生・死亡の状況

出生数は、平成 30 年度から令和元年度にかけて減少し、令和 2 年度に増加したものの、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて減少に転じています。死亡数は、増加傾向が続いています。

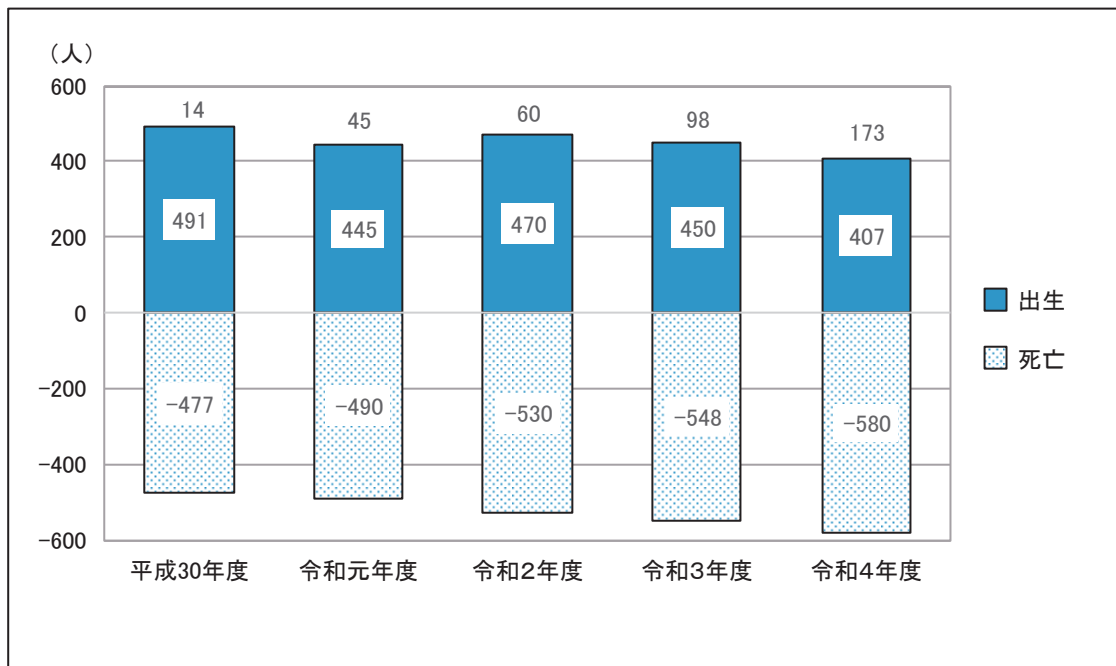
本市では、令和元年度以降死亡数が出生数を上回る傾向が続いています。

自然動態人口の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
出生	491	445	470	450	407
死亡	477	490	530	548	580
自然増	14	△45	△60	△98	△173

資料：市民課



資料：市民課

(3) 転入・転出の状況

転入数・転出数ともに、平成 30 年度から令和元年度にかけて増加し、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて減少したものの、令和 4 年度は増加に転じています。

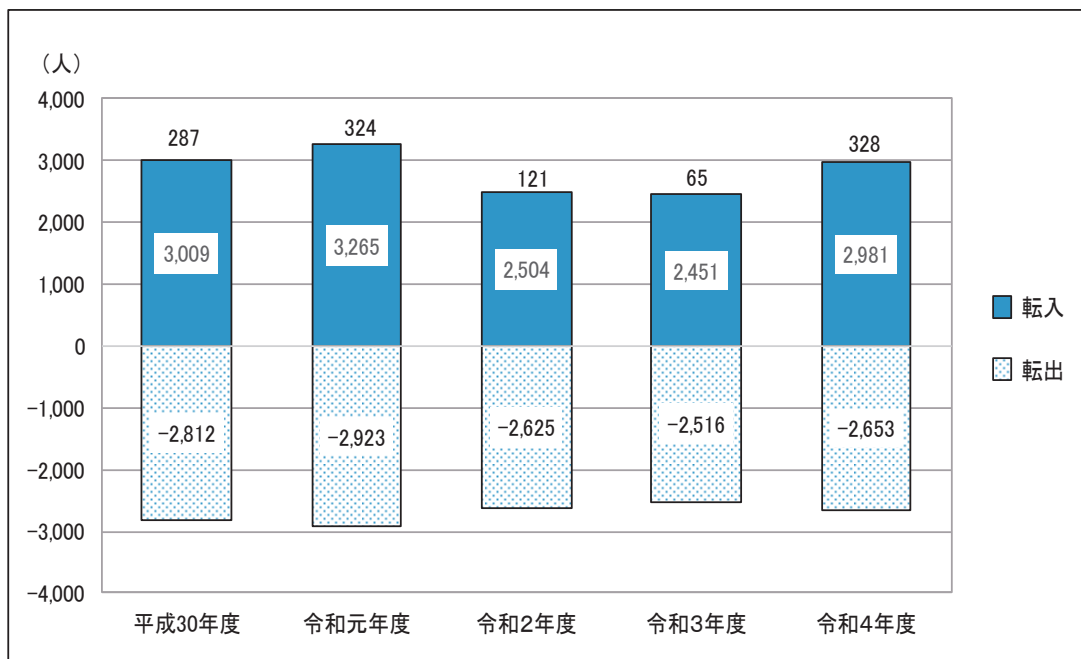
本市では、平成 30 年度から令和元年度までは転入数が転出数を上回る傾向が続き、令和 2 年度以降は減少傾向となっていました。令和 4 年度は増加に転じています。

社会動態人口の推移

単位：人

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
転入	3,099	3,265	2,504	2,451	2,981
転出	2,812	2,923	2,625	2,516	2,653
社会増	287	342	△121	△65	328

資料：市民課



資料：市民課

(4) 世帯数の推移と世帯構成の状況

一般世帯数は平成 17 年から令和 2 年までの 15 年間で 3,764 世帯増加しています。

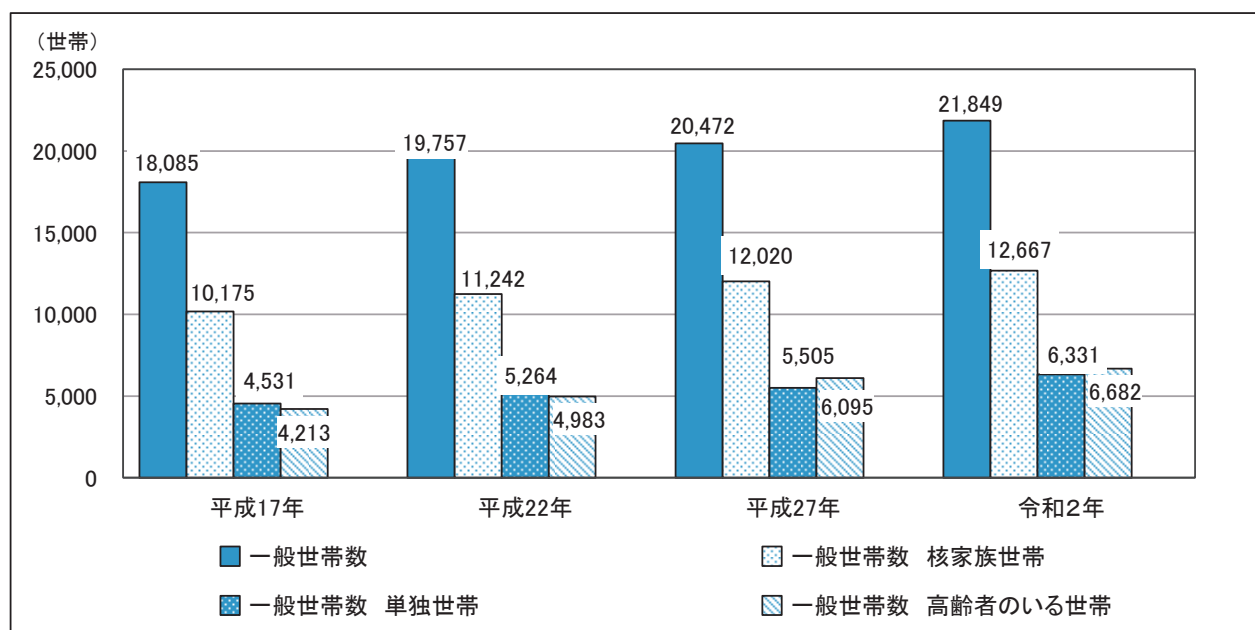
特に、65 歳以上の単独世帯は平成 17 年から令和 2 年までにかけて 1.96 倍の伸びがみられます。

世帯の状況

単位：世帯

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	18,085	19,757	20,472	21,849
核家族世帯	10,175	11,242	12,020	12,667
単独世帯	4,531	5,264	5,505	6,331
高齢者のいる世帯	4,213	4,983	6,095	6,682
夫婦のみの世帯	1,436	1,728	2,181	2,394
夫婦と子供からなる世帯	565	803	995	1,095
単独世帯	865	1,131	1,452	1,697

資料：国勢調査



資料：国勢調査

（５）生活保護受給者数と保護人員の推移

生活保護の受給世帯数と保護人員は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけてともに増加しましたが令和 3 年度に減少し、令和 4 年度では受給世帯数は 162 世帯、保護人員は 209 人と増加に転じています。

生活保護の受給世帯と保護人員

単位：世帯、人

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
世帯数	133	136	160	159	162
保護人員	152	164	211	202	209

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

（６）生活困窮者自立支援事業の利用者

生活困窮者自立支援事業の利用者は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて増加しましたが令和 3 年度、令和 4 年度と減少しています。

生活困窮者自立支援事業の利用者

単位：世帯、人

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	284	294	765	445	320

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

（７）地域活動・ボランティア活動

自主的に社会事業などに参加し、奉仕活動を行うボランティア団体は、令和 4 年度時点で 50 団体あり、団体に所属する会員は 910 人となっています。団体数は令和元年度から令和 2 年度は減少し、令和 3 年度にかけては横ばいでしたが、令和 4 年度は増加に転じています。会員数は令和元年度から令和 3 年度までは減少していましたが、令和 4 年度は増加しています。

ボランティア団体などの状況

単位：団体数、人

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
団体数	51	43	43	50
会員数	1198	925	895	910

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

(8) NPO法人

市内のNPO法人は、令和3年度に2団体が創設されています。

NPO法人の状況

単位：団体

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
団体数	0	0	0	2	0

資料：内閣府NPOホームページ

2 ヒアリング調査等からみる現状・課題

(1) 団体アンケート調査からみる現状・課題

地域福祉計画を策定するにあたって、市の福祉関係団体にアンケート調査を実施しました。各団体の考える本市における課題や困りごと等について様々な意見をいただきました。

テーマ	現状・課題等
高齢者	・認知症になっても住み慣れた自宅で生活するためには、地域住民の意識の向上や深い理解が不可欠であるが、排除の意識が根強くある。
障がい者	・福祉施設がニーズに追いついていないのでは。発達障がいの子どもの数が増えている中で、その家庭へのケア、施設職員の疲弊には目を向けるべき。 ・福祉課題を抱える人でも安心して過ごせる居場所。特に、医療的ケアが必要な子どもや成人、自傷他害等の行動上の課題を抱える知的障がい者、重度の精神障がい者等の重度障がい者が通える福祉サービス事業所。 ・障がい児者とその家族に対するより一層の理解と支援。 ・美濃加茂だけでなく、中濃圏域の課題だと思うが、医療的ケアのある児や重症心身障がいのある児が、当たり前で地元で通える場所がない。とくに、18歳以上になると、県外の事業所に通わなければいけなくなるような児が多く存在する。
子ども	・学校等での社会的課題、心理的課題への対応。 ・保育園では、慢性的な保育士不足が課題。
ひとり親家庭	・ひとり親家庭で会（美濃加茂市母子寡婦福祉会）への入会をされていなく悩んで生活されている方があれば仲間へとお誘いしたい。その情報は私たちで知る事もできず表へ出てこられず悩んでいる方への交流の仕方を考えていきたい。
外国籍の人	・外国の方が多く、言葉とか文化の違いがお互いに難しい。 ・当園（社会福祉法人加茂福祉会）を運営している上で感じた事として、外国の方とのコミュニケーションが上手くできず困る事がある。 ・外国籍の方へのきめ細かい情報提供とサービスの向上。
生活困窮	・貧困問題で教育にお金がかかけられない方があれば、今後の事を考えて市での対応ができたと思う。声を出せない方々があるならば、地域で見守っていける事ができる市へ。 ・住居の賃貸契約、医療や福祉のサービスの契約で求められる身元保証や身元引受人。 ・生活困窮者やDV被害者等のための一時的な居住の確保。
自治会	・自治会加入率の低下による互助意識の低下。
民生委員等	・民生・児童委員、主任児童委員のなり手不足。
行政	・市役所内に住民からの要望等苦情も含めて、すぐ取り組む課を設置して要望事項に対して即対応を望む。人口は減少していないのに市財政が豊かにならない。→福祉関係予算の削減
意識	・「いじめ」「差別」「噂」などで寂しい思い、悲しい思いをする人がいる。

テーマ	現状・課題等
参加への配慮	・公共の催し等に障がいがあるため、普通のサービスが受けられないなど、まだまだ障がい者に対しての配慮が少ないと思う。本市においては、誰もが同じような日常を送れるような市民への啓蒙をお願いしたい。
集える場所	・障がいの判定はされていないため障がい者までではないものの、社会とのつながりにさまざまな課題を感じる人たちが気軽にいつでも集える場所。
まちづくり	・生まれ育った場所に定住するのが一般的だったが、この先は、誰もが居住地を選ぶ時代が来ると思う。住みやすい条件のよい市町に移住する人が出てくる可能性がある。「いつまでも美濃加茂に住んでもらえる」と思わないで、住みたくなる魅力的なまちにすべき。人口をいかに維持して、安定的な財政運営をしていくかが課題だと思う。
個人情報保護	・学校・教育委員会の個人情報保護を理由とした閉鎖的な体質。 ・個人情報保護の関係で身近な町内の障がい者がわからず仲間づくりが困難。
コミュニケーション支援	・高齢化社会における高齢者難聴の対応と対策。聴覚障がい者は、目に見えない障がいのため、周りに分かりにくく、理解してもらうまでに時間がかかる。 ・手話通訳者の高齢化、絶対数の不足のため派遣制度の維持が不安。 ・聴覚障がい者が、地域行事に参加しない。 ・国際医療センターに専門の手話通訳者がいない。
施設	・総合体育館があるといいです。子どもが安心して遊べる総合公園があるといい。 ・中学校・高校が少ない。病院が少ない。 ・文化的な活動ができる場所や建物を作ってほしい。

(2) ヒアリング調査の結果

①小中学校

市内の9小学校、3中学校に対して、「教育と福祉の連携」について、対面でのヒアリング調査を実施しました。各学校のスクールソーシャルワーク※の必要性、学校の困難事例、望ましい支援関係機関とのネットワークや連携方法や仕組み等についてお伺いしました。

各校とも、困難事例に対して学校内で対応が難しい場合、市教育委員会の教育センター、市福祉課や子育て支援課、その他支援機関等と連携を図り、さらなる対応が必要です。

教育と福祉の連携については、学校での困難事例についての支援の窓口の一本化や家庭（家族）の情報共有等保健・福祉のネットワークの連携を強化することで、学校が抱える課題に対して、学校と本市の関連機関が「チーム学校」として連携して取り組んでいく体制づくりが望まれています。

※スクールソーシャルワーク（出典：文部科学省）

問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこと。

テーマ	現状・課題
教育と福祉の連携 （望ましい支援関係 機関とのネットワー クおよび連携方法や 仕組み）	・学校は家族の課題にアプローチしにくい状況がある。まずはここに相談するという看板を立てて、明確な窓口の設置が必要である。 ・教育と福祉の連携において、連携の仕組みを学校が分かっているとよいと思うのでフローチャートがあったほうが良いのではないか。 ・市役所との連携はよいが、市役所から受ける研修が多いとそれはそれで難しい。 ・市の主催のケース会議には入っていただけたと思うが、学校のケース会議に入っていただけたとありがたい。 ・外国人の子どもたちの登校ができない原因が家庭の状況にある場合、学校が家庭訪問に行くが、市の福祉課等に動いてもらえるとありがたい。 ・スクールソーシャルワーカーの役割として、学校に対して、自分たちが行っている指導の方法、着地点等、そういったところは間違っていないと言ってもらえる立場は大変ありがたく、心強く感じる。 ・学校で実際につながるのが難しいなと思っているのは、医療である。 ・市の仕組みとして、福祉課、こども未来課、子育て支援課等よくわからないため、どこか１本化していただけたとありがたい。 ・当たり前前に情報が行き来することを市民が分かっていることが必要。家族の困り感とか学校が知りえたことは、情報は共有されて市のどの課も学校も分かっているということが当たり前になるとよい。 ・チーム学校について行政に投げても、動いていくなやっぱ一緒にやっていくべきだと思う。あそこに言えば何でもやってくれるだけでは、先生たちも勉強にならない。行政と教育が両輪となっていくことが大事だと思う。 ・子どもの問題は親の問題であり、家族の問題であることは間違いなく、学校にとって家族に関する情報共有は大事である。

②成年後見制度利用促進基本計画策定についてのヒアリング

成年後見制度利用促進基本計画に関わる取り組みなどについて対面ヒアリング調査を岐阜県弁護士会、岐阜県司法書士会、岐阜県社会福祉士会の3団体に対して実施しました。

岐阜県弁護士会

テーマ	現状・課題等
弁護士会について	・ 弁護士会の課題として成年後見の推薦名簿の登載者は、200 名近く会員数がある中で約 130 人とどまっている。弁護士会の高齢化や新規入会者の頭打ちが課題となっている。
成年後見制度利用促進	・ 成年後見制度利用促進に関して、弁護士が中核機関の会議体に出席することが多く、42 市町村中 38 ぐらいの中核機関設置団体のうち8割から9割くらい出席しており、連携はできている。 ・ 成年後見報酬助成制度について、助成制度が使える対象の要件が限定されているため、報酬助成の見直しが必要となっている。 ・ 司法と福祉のネットワークについては、中核機関の参加や個別案件での相談をするようなつながりができるが、もっと実務のケースを通じた関係性ができるとよい。 ・ 任意後見制度については、普及させることは考えていない。任意後見制度はそもそも信頼できる方に、その後見をお願いするという制度なので、信頼できる方は本来自分で探すべきと考えている。

岐阜県司法書士会

テーマ	現状・課題等
司法書士会について	・ 成年後見センター・リーガルサポートとして、司法書士が成年後見制度の後見人の担い手であるという自負があり、広めていきたい。 ・ たくさんは受けることができないが、ニーズがあるのでできるだけ引き受けると1件1件の対応が薄くなってしまうのが現状である。 ・ 司法書士で成年後見の業務を専門でやっている人は恐らくいない。司法書士会に属している人は300名程度。
成年後見制度利用促進	・ 成年後見は実際のところ、親子間等預貯金が自由になる状況であれば、成年後見は9割方必要がなく、財産管理ができない、親族関係を維持できていないという人は制度を利用せざるを得ないとなる。 ・ 美濃加茂市では行政はもちろんケアマネジャーが一生懸命取り組んでいただいているおかげで後見業務が成り立っている。 ・ 市町村との連携については、積極的に連携するということではなく、市町村から来たら対応するという状況である。任意後見は基本的には対応していない。

岐阜県社会福祉士会

テーマ	現状・課題等
社会福祉士会について	・ 権利擁護センター・ぱあとなあ岐阜の成年後見の取り組みについては、パートナー会員が60名、受任が200件となっている。社会福祉士会としては、三士会が入った受任調整会議で調整し、社会福祉士会で受けた依頼を対応している。
成年後見制度利用促進	・ 広報として、成年後見の活用講座を福祉関係者、一般市民、市町村向けに実施してきた。また、後見センターの権利擁護シンポジウムを共催で年1回実施している。 ・ 弁護士会等の連携を深めることや、市民後見人の養成等を考えている。

3 地域座談会からみる課題

(1) 地域座談会からみる課題

地域福祉計画を策定するにあたって、市の8地区を3つに分けて、地域ごとに地域座談会を実施しました。

地域座談会では、高齢者、子ども、近所づきあい、自治会等様々なテーマでの意見をいただき、解決策についても検討していただくなど実りのある地域座談会になりました。

こうした意見を踏まえて、計画の考え方や取り組みに反映させていきます。

テーマ	課題
高齢者	・認知症高齢者・一人暮らし高齢者の増加、8050 問題、自治会の脱退、自治会に入っていない高齢者への支援、買い物・ごみ出し・草むしり等が難しい、免許返納し移動が不便。
子ども	・いじめ、虐待、不登校の子どもが家で一人で過ごしている、不登校の子どもその親もともに孤独で SOS を出せない、学校帰りの子どもの居場所がない、子どもが楽しく集まる場所がない。
若者	・引きこもり、若い人が地域で少ない、若い人が地域に無関心、Z世代等若い世代と考え方の違いがある。
ひとり親家庭	・ひとり親家庭の子どもへの支援、子育て中のひとり親に対しての相談する場。
外国籍の人	・外国籍の人の生活スタイルの違い、外国にルーツを持つ方が高齢になった時対応できるか。
LGBTQ	・LGBTQ等の当事者の生きづらさ。
近所付き合い	・新型コロナウイルス感染症等の影響により地域行事が減少する等、交流機会が少なくなった、声かけがしづらい世の中になった。
自治会	・自治会未加入者が増加、自治会役員の不足、自治会活動が縮小化・簡素化。
民生委員等	・民生委員等のなり手が少なくなった、個人情報の壁がある、民生委員と福祉委員の役割が不明確。
ボランティア活動	・地域でのボランティア活動への参加が少ない、50・60 代の参加者が少ない、ボランティア活動の有無がわからない。
地域の環境	・地域のごみ屋敷、耕作放棄地が増加、旧市街地の道路が狭い、通学路の側溝等安全確保ができていない。
ゴミ出し	・ゴミ出しのルールを守らない人がいる、自治会未加入者との関係。
防災	・災害時に避難が難しい、一人暮らし高齢者の避難・安否確認、避難場所での対応がうまくできるか、ハザードマップはあっても確認している人は少ない。
移動手段	・地域コミュニティバスが利用しづらい、バス停まで遠いのでタクシーを利用するしかない、病院までバスだと時間がかかる。
福祉サービス	・福祉サービス自体知らない。
相談窓口	・相談窓口が分からない。
情報提供	・高齢者二人世帯が、一人世帯になったタイミングで行政が支援に関する情報提供をするべきだが今はなされていない。
身近な支援	・日常的な身近な支援が足りない。
行政等	・行政は予算の効率的な使い方を、市と社協は市の課題に連携して対応できているか、NPOとの協力。
意識	・公共という意識を育てる必要がある、働くことに精一杯で地域に目を向けることができていない、ノーマライゼーション意識を持つ。

地域座談会の様子

①古井地区・下米田地区



②伊深地区・三和地区・蜂屋地区



③太田地区・加茂野地区



4 課題の整理

(1) 地域の支えあいの意識、地域を支える人づくり

本市では、地域福祉の推進に向けて、福祉課を中心とした関係課、市社協をはじめとした支援関係機関と連携して地域の支えあいの重要性の啓発、人材育成に取り組んできました。

各種アンケートやヒアリング結果からみると、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、「地域の行事が減少し、交流がなくなってしまった」、「自治会未加入者の増加や自治会活動が縮小化している」等の意見があり、地域での活動がコロナ禍で停滞しているという意見が多くなっていました。

ボランティア活動についても、「参加が少ない」という指摘があり、福祉人材についても「手話通訳者が高齢化や不足している」等の課題が挙げられていました。また、民生委員等のなり手不足も指摘されています。

こうした地域福祉に関わる状況は、一度構築できた地域の関係性が変化しているような状況であり、新たな目標を持って、地域の関係性を再度構築し、支えあいやそれを支える人材等について充実させていく必要が考えられます。

地域共生社会では、「支え手」「受け手」という区別なく参加する機会が確保され、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包み込むような社会を目指しています。

こうした視点から、自分は地域の中で何ができるか、自分の暮らす地域はどういう地域になっていったらよいか等を考えていく住民自治の必要がうかがえます。

本市においては、地域福祉に関わる啓発を通じて、人に寄り添い支えあう心の醸成を図り、人材確保・育成に向けた、地域の自治会活動やボランティアに関わる機会やきっかけを増やす取り組みが必要となります。

(2) 地域で支えあう地域づくり

本市では、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市内に支部社会福祉協議会という地域の自治会、民生委員等、福祉委員、各種団体等で構成される住民組織を設置し、福祉活動を行ってきました。

心と暮らしの相談窓口が行う就労支援準備事業では、引きこもりがちな方々やうまく社会に溶け込めない方々を対象に、当事者の個性や特技を生かす取り組みを行っています。

各種アンケートやヒアリング結果からみると、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮の状態にある人等様々な課題がうかがえました。また、「相談窓口がわからない」、「日常的な身近な支援がない」、「気軽にいつでも集える場が必要である」等支援や支援の体制について、不足しているという意見がありました。

「教育と福祉の連携」について、小中学校へのヒアリングを実施したところ、市役所の連携により、問題を抱えた児童生徒に対し、その児童生徒が置かれた環境へアプローチしたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどの多様な支援方法を用いて、課題解決をする支援体制が望まれています。

本市においては、様々な困りごとを持つ人々が気軽に相談でき、適切な支援により課題の解決につながるような取組を実施し、安心して暮らせることができる地域づくりを目指していく必要があります。

(3) 誰もが安心して暮らせるまちづくり

本市では、ユニバーサルデザインのまちづくり、コミュニティバスによる交通手段、防災・防犯、生活困窮者支援などにより誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してきました。

本市では、子どもの貧困対策として、子ども食堂を5か所設置し、ボランティアや企業等の協力により、気軽に集い、人とのつながりも持てるようなあたたかい居場所づくりをしています。また、ひとり親家庭の小中学生を対象に学習支援教室を開設しています。

各種アンケートやヒアリング結果からみると、防災については、「一人暮らし高齢者の避難・安否確認」、地域の環境としては、「地域のゴミ屋敷や耕作放棄地の問題」、移動手段については、「地域コミュニティバスが利用しにくい」等の意見がありました。また、「ひとり親家庭の子どもの支援」、「生活困窮者の地域での見守りや一時的な居住の確保支援」、「外国籍の人とのコミュニケーションの不安」等が挙げられています。

このように、安全安心の生活を送るためにも、福祉分野に限らず、防災、防犯、生活環境、移動支援等ソフト・ハード両面からの全庁的な取り組みを進めていく必要があります。

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

(基本理念)

『美濃加茂市第6次総合計画』では、「Walkable City Minokamo ～すべての健康のために、歩き続けるまち～」を基本構想として掲げ、市民・団体・企業・行政が一体となって「歩き続ける」ことを共通の目標とし、「心の健康」「体の健康」「社会の健康」を整えることで、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

本計画では、総合計画が掲げる基本構想に呼応するとともに、地域住民を主体としながら、福祉、健康、教育等の行政や関係機関、地域で活動している市民やボランティア等連携し、誰もが地域社会の中で共に暮らしていくことができる「地域共生社会」に向けて、市民の皆様とともに歩んでいきます。

本計画の基本理念として「**みんなが支えあい、ともに歩む福祉のまちづくり**」と定め、3つの基本目標に沿った施策を展開していきます。

地域福祉計画 基本理念

みんなが支えあい、ともに歩む福祉のまちづくり

2 基本目標

総合計画が目指す 10 年後の将来像及び基本構想や行動指針を実現するため、本プランでは、3つの基本目標を設定しました。

基本目標1 手と手、心と心をつなぐ「ひとづくり」

- 基本目標1 “手と手、心と心をつなぐ「ひとづくり」”では、地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参加する人を育てる取り組みを行います。自分たちの地域の福祉課題を“他人事”ではなく“我が事”として捉え、その問題の解決方法を考えて取り組むことができる住民を育てていくことが、「地域共生社会」の実現には必要不可欠なことといえます。
- 近年は、地域福祉に関わる人材の固定化や高齢化が課題となっており、福祉や介護サービス等の現場における人材不足も深刻な状況となっています。そのため、多くの住民が自分たちの地域の福祉に関心を持つことをきっかけとして福祉を学ぶことができる環境をつくるとともに、福祉人材に対する研修等を通して人材の定着や質の向上につなげていきます。

基本目標2 誰にも役割と出番がある「地域づくり」

- 基本目標2 “誰にも役割と出番がある「地域づくり」”では、様々な支援を地域で受けることができ、地域づくりにおいて役割や出番がある状態を目指した取り組みを行います。
- 近年、住民の福祉ニーズは複雑化・複合化しており、包括的な支援の実施が必要とされています。
- 多層的かつ多様なネットワークと社会資源を重ね合わせつつ、住民のニーズへの対応を目指す「重層的支援体制整備事業」を軸とし、相談者の属性に関わらない包括的な相談支援、社会とのつながりを回復するための参加支援、住民同士の顔が見える地域づくり支援の3つを柱とする取組を進めていきます。

基本目標3 安全・安心な「福祉環境づくり」

- 基本目標3 “安全・安心な「福祉環境づくり」”では、様々な福祉課題を踏まえた施策の充実を目指します。
- 各種福祉サービスを安心して利用できる状態の確保に加えて、避難行動要支援者を気にかけて関係づくり、バリアフリー化等の生活環境の整備、生きづらさや困りごとを抱えた人への支援等を進め、すべての住民が安全安心を感じることができるまちの実現を目指します。

3 施策体系

基本理念

みんなが支えあい、ともに歩く福祉のまちづくり

基本目標	施策	施策の方向
基本目標1 手と手、心と心をつなぐ「ひとづくり」	1-1 支え合う地域づくりのため、地域福祉の関心を高めます	(1) 人に寄り添い、支え合う心の醸成 (2) 子どもから大人までお互いに気にかける関係性の醸成 (3) 住民参加の福祉活動の推進
	1-2 地域福祉に関わる人材を育成します	(1) 地域福祉を担う人材の育成 (2) 福祉・保健に関わる人材の育成 (3) 医療・保健・福祉等に関わる支援者等の人材育成
	1-3 地域の担い手として地域づくりへの参画を促進します	(1) 地域の担い手としての意識の啓発と情報提供 (2) 小・中・高生に対する地域福祉活動へのきっかけの場づくり
基本目標2 誰にも役割と出番がある「地域づくり」	2-1 誰でも利用できる包括的な相談体制を目指します	(1) 包括的な相談体制の充実 (2) 多機関での連携と協働による支援体制の充実 (3) 訪問を含む多様な相談の推進
	2-2 誰もが参加できる多様な交流の場づくりを進めます	(1) 誰もが参加しやすい地域イベントの実施支援 (2) ニーズに応じた就労への支援 (3) 地域住民が集い多様なつながりが生まれる居場所づくり
	2-3 地域で支え合う体制や仕組みをつくりまします	(1) 地域社会を支えるネットワークづくりの推進 (2) 地域における問題解決の仕組みの実現 (3) 民生委員等への研修、情報提供の推進 (4) 地域におけるニーズの把握 (5) 地域での見守りの推進 (6) 虐待の早期発見と支援体制の充実
基本目標3 安全・安心な「福祉環境づくり」	3-1 避難行動要支援者を支援します	(1) 避難行動要支援者名簿の運用 (2) 災害時のボランティア受入体制の整備
	3-2 地域で安心して暮らせる環境をつくりまします	(1) 生活環境のバリアフリー化の推進 (2) 孤立防止と仲間づくりの推進 (3) 居住支援の推進
	3-3 誰もが安心してSOSを発信できる地域に向けて理解を深めます	(1) 住民への情報提供 (2) 困りごとを抱えている人への情報提供
	3-4 生きづらさや困りごとを抱えた人への支援を進めます	(1) 多様な事情を抱えた人への支援 (2) 生活困窮者への支援 (3) 育ちと発達を支えるための支援

第4章 施策の展開

基本目標1 手と手、心と心をつなぐ「ひとづくり」

1-1 支え合う地域づくりのため、地域福祉の関心を高めます

- 人口の減少に伴い、地域の福祉活動の担い手は今後ますます不足していくものと考えられます。自分たちの課題を自分たちで解決していく「自助」又は「互助・共助」の力を発揮していくため、様々な人と接し、地域の課題を知る機会を増やし、福祉への関心を高めます。

<施策の方向>

(1) 人に寄り添い、支え合う心の醸成

人に寄り添い、支え合う心が広く住民に定着し、誰もが地域社会を構成する一員であるとの意識を持てるよう、啓発活動を推進します。

(2) 子どもから大人までお互いに気にかけて関係性の醸成

重層的及び多層的なネットワークを形成し、誰もが支え合うことのできる地域の実現に向けて、子どもから大人まであらゆる世代に対する福祉教育の場を作ります。また、次代を担う小・中学生に対する福祉教室などを通じて、福祉に対する意識を高め、地域福祉活動への参加を促進します。さらに、家族のふれあいの魅力について啓発する活動を推進するとともに、子どもの成長や子育てを地域全体で支援する意識づくりを推進します。

(3) 住民参加の福祉活動の推進

住民自らが積極的に参加する地域福祉活動が活発に展開されるよう、住民に対する意識啓発を行います。

1－2 地域福祉に関わる人材を育成します

- 地域で気軽に福祉に関わる環境づくりを進めていきます。
- 福祉や介護サービス等の現場における職員等の人材不足も重要な課題であるため、高齢福祉、障がい福祉等の現場の職員に対する研修などを通じて人材育成を行います。

<施策の方向>

(1) 地域福祉を担う人材の育成

ボランティア活動のリーダーや活動に関わる人材を育成するため、住民同士が支え合い、活動し、地域へ参加するサロン等の機会に関わる人の育成や子ども食堂への理解者や協力者の養成など、地域住民が当事者観を持って地域福祉に関わることのできる人材を育成していきます。

(2) 福祉・保健に関わる人材の育成

認知症を理解し、本人やその家族を温かく見守り、支援する協力者の養成、メンタルヘルスや精神保健に課題を抱える方々を支える理解者や協力者の養成、自殺対策に関する取組など福祉・保健に関わる人材を育成していきます。

(3) 医療・保健・福祉等に関わる支援者等の人材育成

医療・保健・福祉等に関わる支援者が他の分野や領域で何が課題として顕在化しているのかを理解し、当事者観を持って自分たちの所属している分野や領域を重ね合わせながら、地域共生社会に向けた取組を考えていきます。また、多職種連携及び多職種の相互学習を行い、支援者としての主体性の喚起と人材定着を進めていきます。

1－3 地域の担い手として地域づくりへの参画を促進します

- 本市及び市社協の連携のもと、地域の担い手として地域づくりに関する情報提供をはじめ、地域づくりに参画できる機会をつくるなど、地域活動への参加を促進します。

<施策の方向>

(1) 地域の担い手としての意識の啓発と情報提供

地域の課題や地域活動への関心を高め、自身のライフスタイルとして地域の担い手として地域福祉への参画意識が高まるように努めます。また、地域の中に役割と出番を見出し、地域の担い手として喜びと貢献感を実感できるような取組及びそうした機会の周知を市の広報誌やホームページ、SNS 等の利活用及び地域の関係者との連携のもと情報発信を行います。

(2) 小・中・高生に対する地域福祉活動へのきっかけの場づくり

市内の小学生・中学生・高校生が地域の中に役割と出番を見出しながら、当事者観を持って地域福祉活動に参画することができるきっかけの場づくりを充実します。

基本目標２ 誰にも役割と出番がある「地域づくり」

２－１ 誰もが利用できる包括的な相談体制を目指します

- 安心して暮らせる地域づくりを進めるために、相談者の属性や年齢に関わらず誰でも相談できる体制をつくります。また、相談内容に応じて適切な支援が提供できるよう、多職種が連携して支援する体制をつくります。同時に、自ら相談することが難しい人に対しては、訪問等を用いた多様な方法を通じて支援します。

<施策の方向>

（１）包括的な相談体制の充実

住民がより利用しやすい窓口となるよう、高齢者、障がい者、児童、生活困窮等に関して包括的に相談を受け止め、各関連機関の連携により、専門的な相談体制の充実に努めます。

（２）多機関での協働による支援体制の充実

複合的なニーズを抱えた世帯支援について多分野多職種の横断的な連携会議や新たな支援体制の整備を進めていきます。

教育と福祉の連携として、児童・生徒や家族を支援する「家族を支える連携会議」や誰もが安心して暮らすことができる「生涯支援」を目的とした「発達支援センター」を設置します。

（３）訪問を含む多様な相談の推進

福祉・保健担当職員等が、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児等のいる家庭を訪問し、各家庭が抱える保健福祉ニーズを把握します。

また、ひきこもりの状態にあるなど、自ら支援につながる事が難しい人や関係性の希薄な人への支援が可能となるようなアウトリーチを行います。

2-2 誰もが参加できる多様な交流の場づくりを進めます

- 高齢者、障がい者、生活困窮者等、社会参加に課題がある人のニーズを踏まえてきめ細かな支援を行うことにより、多様な社会参加を支援します。

<施策の方向>

(1) 誰もが参加しやすい地域の交流の場の創出

高齢者、障がい者、子どもなど、様々な人が参加し、人と人とが出会い、交流する場を創出し、社会とのつながりを作ります。

(2) ニーズに応じた就労への支援

高齢者、障がい者、生活困窮者等が就労の機会を得て社会参加できるよう、ニーズに応じた就労への支援を行います。

(3) 地域住民などが集い多様なつながりが生まれる居場所づくり

地域の誰もが集い、住民同士のネットワーク、住民と専門職のネットワーク、専門職同士のネットワークなど多様なつながりが生まれる居場所づくりを支援し、お互いがお互いを支え合う関係づくりの構築を進めます。

2-3 地域で支え合う体制や仕組みをつくります

- 地域の現状やニーズを踏まえながら、地域で連携を図り、住民同士の顔が見えるような地域づくりを行います。

<施策の方向>

(1) 地域社会を支えるネットワークづくりの推進

地域において、住民、自治会、ボランティア、NPO、地域の民生委員等、事業者、市社協、地域包括支援センター等、関係者がネットワークを形成し、地域内の情報を共有して互いに協力し助け合う活動を推進します。

(2) 地域における問題解決の仕組みの実現

地域における身近な問題の解決のため、住民の活動を支援し、地域の支え合うネットワークを推進します。

(3) 民生委員等への研修、情報提供の推進

複雑化・多様化する住民の福祉ニーズに対応することができ、適切な支援関係機関につながることができるように、民生委員等を対象とした各種研修等を通じ、活動が効果的に行われるよう支援します。

また、民生委員等が、援助を必要とする人に対して適切な助言や福祉サービス情報の提供ができるよう、各関係機関と連携をするとともに、情報の共有化を促進します。

(4) 地域におけるニーズの把握

民生委員等や市社協と行政が連携しながら、地域の福祉ニーズの把握と生活課題の発見に努め、適切な福祉サービスに結びつけることができる体制づくりを進めます。

(5) 地域での見守りの推進

民生委員等による見守りや安否確認を通じて、問題を早期に発見し、必要な支援等を行っていくことができる見守り活動を推進します。

(6) 虐待の早期発見と支援体制の充実

高齢者、障がい者、子ども等への虐待を早期に発見し、早期に支援できるよう、地域の住民への啓発と協力要請を進めるとともに、関係機関と連携して支援体制を強化します。

基本目標３ 安全・安心な「福祉環境づくり」

３－１ 避難行動要支援者を支援します

- 災害時に高齢者、障がい者等の力になることができるのは、身近なところで生活する住民です。災害時に支援を必要とする人が地域のどこにいるのかを日頃から把握し、住民の防災への意識を高め、地域における取組を強化します。
- 災害発生時にボランティアの受入れ等を円滑に行うことができるよう、受入体制や機能を強化します。

<施策の方向>

（１）避難行動要支援者名簿の運用

災害発生時に限らず平常時から高齢者等の避難行動要支援者を気にかけてあげることのできる関係性をつくるため、避難行動要支援者名簿の情報共有や運用方法の確立、名簿情報の更新等を行います。また、避難行動要支援者の実態に合わせた個別避難支援を実施できる体制を整備します。

（２）災害時のボランティア受入体制の整備

災害発生時には、常に変化する被害状況に合わせ、ボランティアの受入れを含む迅速な救援体制を整えると共に、NPO・ボランティア団体等との協力体制を構築します。

3-2 地域で安心して暮らせる環境をつくります

- 地域のバリアフリー化を進めるとともに、誰ひとり孤立させない地域社会を目指し、多世代の交流や高齢者、障がい者、子ども、子育て世代等が交流できる場づくりを進めます。
- 住宅確保要配慮者[※]への支援体制及び居住支援のネットワーク構築を目指します。

<施策の方向>

(1) 生活環境のバリアフリー化の推進

公共建築物や道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者等が安全に暮らせるよう支援します。また、高齢者や障がい者に限らず、だれもが安全に社会参加でき、快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

(2) 孤立防止と仲間づくりの推進

高齢者や子育て家庭等の孤立防止を目的に、身近な地域において多世代の交流や高齢者、障がい者、子ども、子育て世代等が交流できる場づくりを支援します。

重層的支援体制整備事業として、参加支援事業、アウトリーチ等継続的支援事業、生活困窮者の就労準備支援事業などさまざまな仕組みを利活用して孤立防止につなげていきます。

(3) 居住支援の推進

安心して地域で暮らすためには、暮らしの基盤となる住まいの確保や日常の営みに関する必要なサポートが組み合わさることが求められます。重層的支援体制整備事業により、福祉・保健・医療・住宅部局などの連携協働による住宅確保要配慮者[※]への支援体制及び居住支援のネットワーク構築を目指します。

※低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を必要とする方々

3-3 誰もが安心してSOSを発信できる地域に向けて理解を深めます

- 住民及び支援関係機関へ適切な情報提供と情報共有を通じて、安心して「助けて」を言えるつながりづくりを支援します。

<施策の方向>

(1) 住民への情報提供

住民に対して、安心してSOSを発信できるよう情報提供等必要な支援を行います。

(2) 困りごとを抱えている人への情報提供

困りごとを抱えた人や支援者が、必要かつ適切な情報を得ることができ、かつ安心して相談できるような顔の見える関係づくりと情報提供を行います。パンフレット、インターネットや広報等を通じた情報提供に限らず、住民と支援者、支援者同士が顔の見える場でお互いに有益な情報交換ができる体制づくりを行います。

3-4 生きづらさや困りごとを抱えた人への支援を進めます

- 多様な事情を抱えている人に合わせた適切な支援を行います。
- 様々な理由で生活に困窮している人の現状を把握し、適切な支援を行います。
- 生活困窮世帯の子どもの将来を見据えて、適切な支援を行います。
- 生きづらさや困りごとを抱えた人への適切な支援を行います。

<施策の方向>

(1) 多様な事情を抱えた人への支援

どのような状況にあっても安心して自分らしい生活を営むことができるよう、一人ひとりの状況やニーズに応じた福祉的な支援の充実に努めます。

(2) 生活困窮者への支援

相談者の困りごと等に寄り添いながら、一人ひとりのニーズに幅広く対応できるよう、相談支援体制を充実します。必要な情報提供及び助言を行うとともに、自立に向けた支援プランを作成し、就労支援や住居の確保等、個々の課題に沿った支援を行います。

(3) 育ちと発達を支えるための支援

生きづらさを抱えた子ども・大人を支える支援者を支援するために、本市の様々な社会資源や地域資源を重ね合わせつつ、それぞれの育ちと発達を支えるための支援体制を整えていきます。

子どもへの子ども食堂やひとり親家庭の小中学生に対する学習支援をはじめ、子どもの明るい未来のための支援を行います。

第5章

重層的支援体制整備事業実施計画

- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築のため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する事業が創設され、令和3年4月1日から施行されました。
- この項目では市町村計画として、本市における重層的支援体制整備の実施について地域福祉計画の実施計画と位置づけ、今後の取り組みについて示します。

社会福祉法（抜粋）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

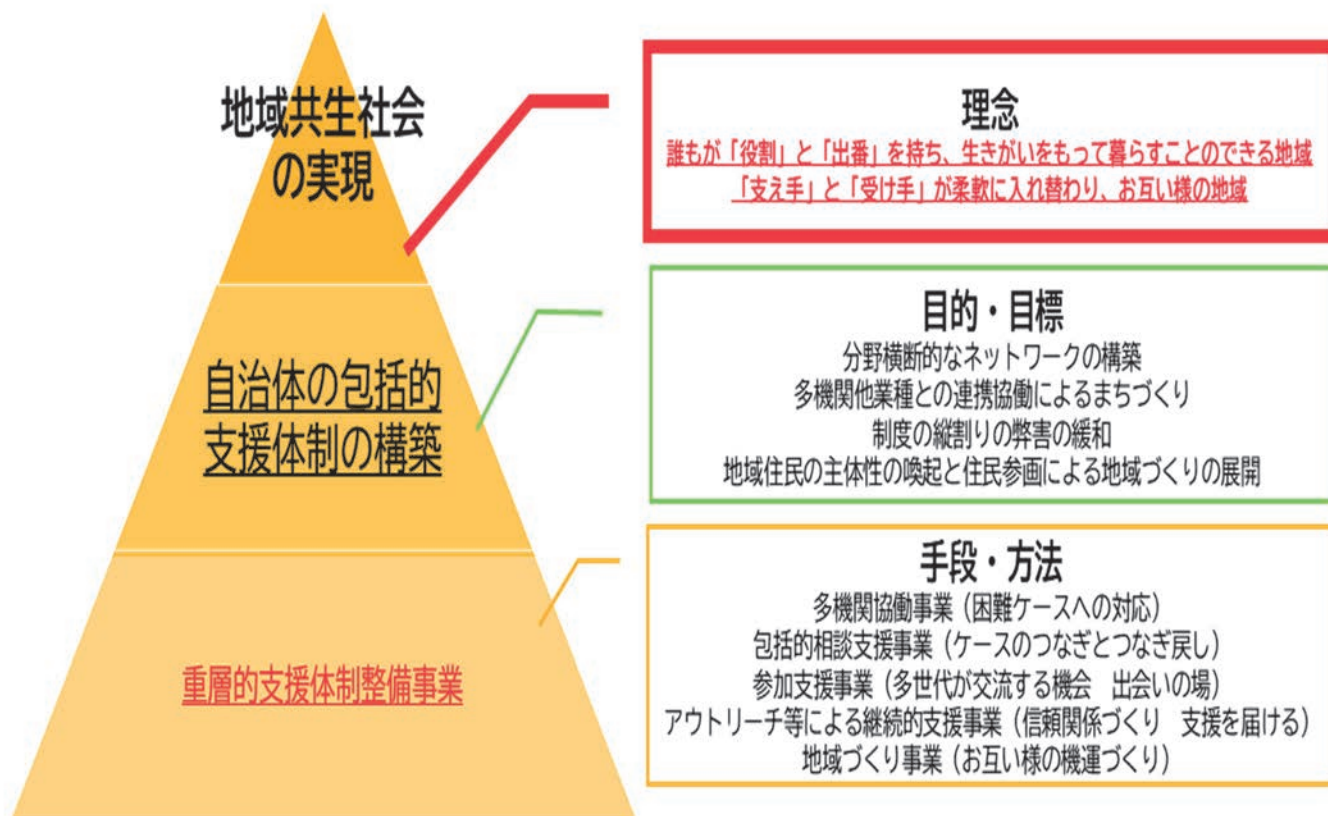
第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1 計画の概要と背景

地域住民の抱える課題は8050世帯の問題や介護と育児のダブルケアなど複雑化・複合化してきており、従来の属性別の支援体制では、対応が困難になっています。そのため、市町村において包括的な支援体制の構築を図る必要があり、体制の構築に当たっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が重要となっています。

このため、本市においては地域共生社会の実現の理念のもと、自治体の包括的支援体制の構築に向けた重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

■ 地域共生社会の実現と重層的かつ包括的支援体制の関係性



2 計画の理念

地域共生社会の実現に向け、以下の地域像を計画の理念とします。

- 誰もが「役割」と「出番」を持ち、生きがいをもって暮らすことのできる地域
- 「支え手」と「受け手」が柔軟に入れ替わり、お互い様の地域

3 計画の目標

地域共生社会の実現のため、以下の自治体の包括的支援体制の構築を目的・目標とします。

- 分野横断的なネットワークの構築
- 多機関他業種との連携協働によるまちづくり
- 制度の縦割りの弊害の緩和
- 地域住民の主体性の喚起と住民参画による地域づくりの展開

4 重層的支援体制整備事業の内容

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は、以下の通りです。

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の理念でもある、誰もが役割と出番を持ちつつ、地域とつながりながら、支援の支え手と受け手が柔軟に入れ替わることができる地域を目指すための手段として位置づけられています。

各事業の概要(社会福祉法第106条の4第2項)

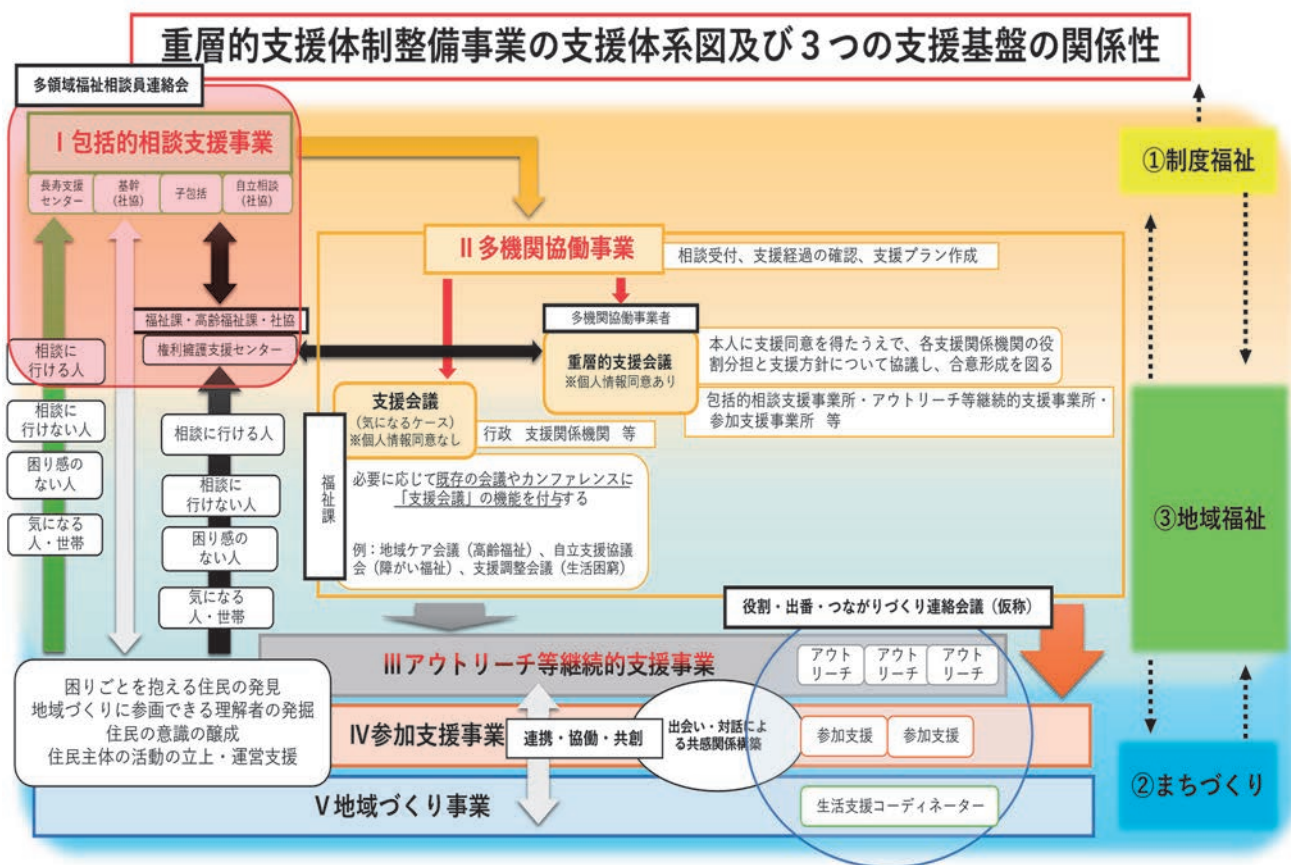
包括的相談支援事業	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める 支援機関のネットワークで対応する 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業	社会とのつながりを作るための支援を行う 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 社会のつながりと居場所の創出
地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が届いていない人に支援を届ける - 関わりを持つ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 家庭訪問を限定しているのではなく、SOSの早期発見が可能となる取り組み 「誰か」とつながる機会や取り組みを創り出す
多機関協働事業	市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす - 重層的支援会議の開催 支援関係機関の役割分担を図る 複合的・複雑化したニーズ及びケースへの対応 - 支援者の支援も含む

<重層的支援体制整備事業の全体像>

重層的支援体制整備事業と「制度福祉」「まちづくり」「地域福祉」の関係性は以下の通りです。

制度福祉の領域では、各支援関係機関のネットワークづくりと複合的なケースへの対応ができる仕組みづくりが整備されており、一方で、まちづくりの領域では、地域づくり事業や参加支援事業によって住民の居場所づくりをし、地域福祉の意識を形成し、差別偏見の解消に向けた取組を実施するように整理しています。そして、その中間である地域福祉の領域においては、アウトリーチ等継続的支援事業を据え置き、相談支援である制度福祉と社会とのつながりづくりであるまちづくりとを仲介する取組であることを示しています。このように、相談支援と参加支援と地域づくりを一体的に実施することで、本市の包括的な支援体制の構築を目指していきます。

■ 重層的支援体制整備事業の支援体系図及び3つの支援基盤の関係性



(1) 包括的相談支援事業

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の各分野の実施されている既存の相談支援をこれまで通り実施しつつ、相談支援にあたっては、属性や世代を問わず、どのような状態の方でも相談ができる体制の整備と各支援関係機関のネットワークづくりを実施します。

分野※	事業	実施機関	事業内容
高齢福祉	総合相談窓口	長寿支援センター	高齢者に関する総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの実施 等
障がい福祉	障がい者相談支援事業	障がい者基幹相談支援センター	障がい者に対する総合相談、権利擁護等
子どもの福祉	総合相談窓口	子ども家庭センター	マイナス 10 ヶ月から 18 歳までの妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口の実施
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立相談支援事業	心と暮らしの相談窓口	自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業、就労準備支援事業

※それぞれの分野で属性を問わない相談対応を行い、既存の支援関係機関で対応が困難なニーズは、他の支援関係機関と協働により解決に向けた取組を行います。

(2) 参加支援事業

本事業により、支援対象者の方が社会とつながるきっかけづくりや居場所を通じて、他者との信頼関係を構築していくことを支えます。お互い様の地域づくりには、住民同士及び専門職同士の共感関係の構築が必要なことから、今まで以上に顔の見える関係づくりを進めていきます。

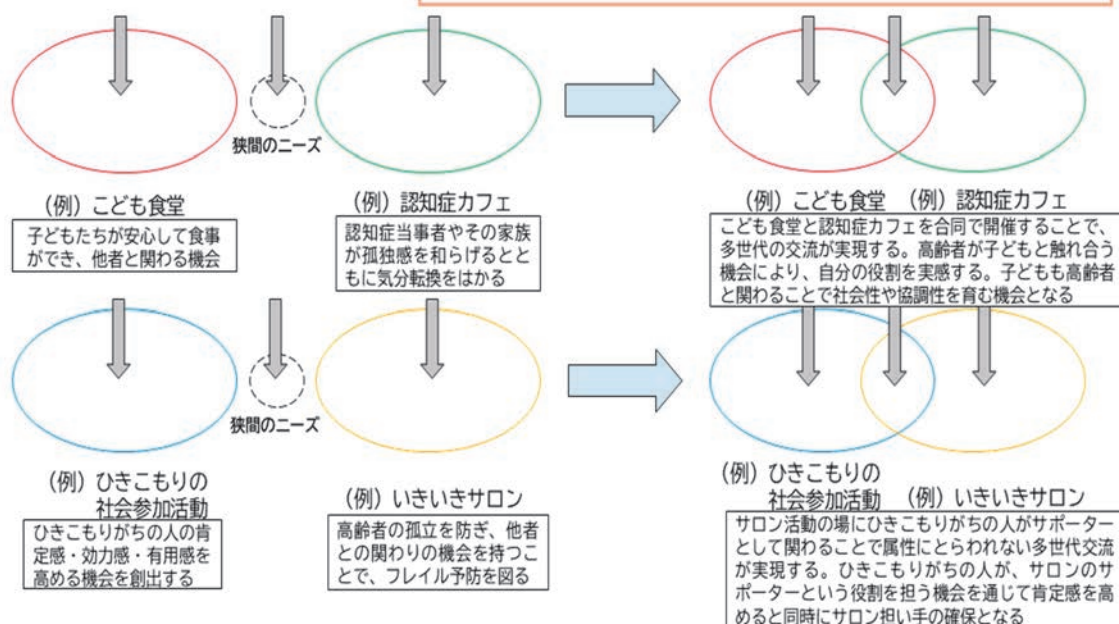
<事業の考え方>

① 多様な参加の場

- これまで、各分野で実施していた社会参加の場を、対象者の属性を限定することなく、幅広い世代や属性を対象者にして参加支援の場づくりを実施することができるようになる事業です。
- 例えば、これまでも認知症高齢者を対象にした認知症カフェや子どもを対象として子ども食堂など、地域とのつながりを構築するための取組を地域の中で実施されてきました。
- それは、とても意義のある取組であるものの、やはり、対象者が限定されていることから、その場を利用することができずに支援を必要としている人が支援を受けることが難しいという課題もありました。そのため、対象者を限定せず、どなたでも利用できるような居場所づくりを地域の中で実施することができるよう事業を整備したものです。具体的には、認知症カフェに子どもが参加することで、世代を越えた相互コミュニケーションを図るというような効果が期待できます。
- また、多様な立場や世代の人が関わることを設けることで、これまで「支えられる側」だった人が「支える側」の役割を担うことができるようになる可能性を秘めています。例えば、子どもと高齢者が共に場を共有することで、子どもが高齢者の手伝いをし、高齢者が子どもを見守るなど「役割と出番」が創出されます。このように人と人との関わりを通じて、その人がその人らしく社会とつながる機会を設けていきます。

参加支援事業

多様な参加の場



信頼関係・共感関係（相手の立場を慮りお互い様と思える関係性/安心して信頼してSOSを発信できる関係性）は、『出会い』『対話』『共同作業』で構築される

市民×行政×専門職という「学びと出会い」のプラットフォームを地域の中に創出することで、市民の中に「地域福祉への関心」が芽生えたと共に「行政や専門職と顔なじみの関係」ができるため、「困った」「どうしよう」「気になる」というSOSを比較的早く発信することができるようになる

地域の中に存在している「困りごと」に触れる機会が増えることで、「他人ごと」から「自分ごと」へ意識が変化していくきっかけとなることで、こうした出会いと学びをきっかけに、社会に参加して「出演」と「役割」を担う社会参加への動機付けや自分らしい活躍への一歩となる

② 出会い×対話×共同

- お互い様の地域を実現するためには、お互いの共感関係や信頼関係の構築が必要不可欠です。近年の研究結果によると、こうした共感関係や信頼関係は、「出会い・対話・交流・共同作業」によって構築されるとの報告があります。
- そのため、地域の中で、住民と住民、専門職と住民、専門職と専門職が出会い・対話することで、共感関係を育むことができる仕掛けづくりを行うことも重要と考えます。
- 「出会い・対話・交流・共同作業」の方針のもと、参加支援事業を利用し、地域福祉に関する意識の形成を支援していきます。
- 住民同士のネットワーク、住民と行政・専門職のネットワーク、行政・専門職同士のネットワークの3層のネットワークを形成し、それらを重ね合わせることで、地域のセーフティネットが強化されます。そのような共感関係と信頼関係によるつながりを育むための地域づくりを推進します。

(3) 地域づくり事業

本事業は、これまで各分野で取り組んできた地域づくりの活動を継続しつつも、対象者を限定せずに、幅広い年代や属性の人を対象にした取組を進めていきます。

分野	事業	実施機関	事業内容
高齢福祉	①地域介護予防活動支援事業 ②生活支援体制整備事業	①高齢福祉課、市社協（委託） ②市社協（委託）	①地域の中で高齢者自身が主体となって実施する介護予防活動の育成と支援を行い、ボランティア活動を通じた生きがいづくり及び高齢者の活動の場の充実を図る。 ②生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援の担い手の確保や社会資源の把握をとおした多様な主体による生活支援サービスの充実を図る。
障がい福祉	①地域活動支援センター事業 ②障がい者総合支援協議会 （地域生活支援部会・相談支援部会・発達支援部会・児童発達支援事業所連絡会議）	①地域生活支援センターひびき（委託） ①地域活動支援センターかざぐるま（委託） ①地域生活支援センターすいせい（委託） ②福祉課	①医療や福祉、地域社会との連携強化のためのサポートや、地域住民がボランティアに参加しやすいような取り組み、障がいに対する理解を深めるための活動を行う。 ②関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図る
子どもの福祉	地域子育て支援拠点事業	①子育て支援センター ・ほたるの広場 ・にじいろ広場 ・サンサンルーム ②子育てサロン ・すくすくルーム ・にこにこルーム ・山之上サロン	保護者からの子育ての相談に応じ、親の育児不安や悩みの軽減、解消をしたり子育て家庭の仲間づくりをしたり、子育てに喜びや楽しみが持てるよう支援する。また、地域の保育資源の情報提供を行う。
生活困窮者自立支援	①就労準備支援事業 ②研修会及び講演会 ③民生委員及び保護司との共同作業	①市社協（委託） ②市社協（委託） ③福祉課	①社会とのつながりが希薄な方たちと一緒に軽作業や社会貢献活動を通じて、肯定感の向上を図る。 ②生活困窮者の支援及び地域づくりに関する啓発啓蒙を通じて社会関係資本の形成を図る。 ③民生委員や保護司とひきこもり傾向な方や生活保護受給者が一緒に軽作業等を通じ交流を図り、社会とのつながりを構築する。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業※

本事業は、支援が必要と思われるにも関わらず、なかなか社会資源に繋がらない人などを対象に、伴走かつ継続的に関わりながら社会的孤立を防ぐことを目的とした支援です。つまり、課題を解決するというよりは、その人を見放さないという伴走型の支援を重視している点が特徴的であり、こちらの事業を利活用することで、居住支援における住宅確保要配慮者への支援体制の整備も進めていきます。

※「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」は、当該計画では「アウトリーチ等継続的支援事業」と表記しています。

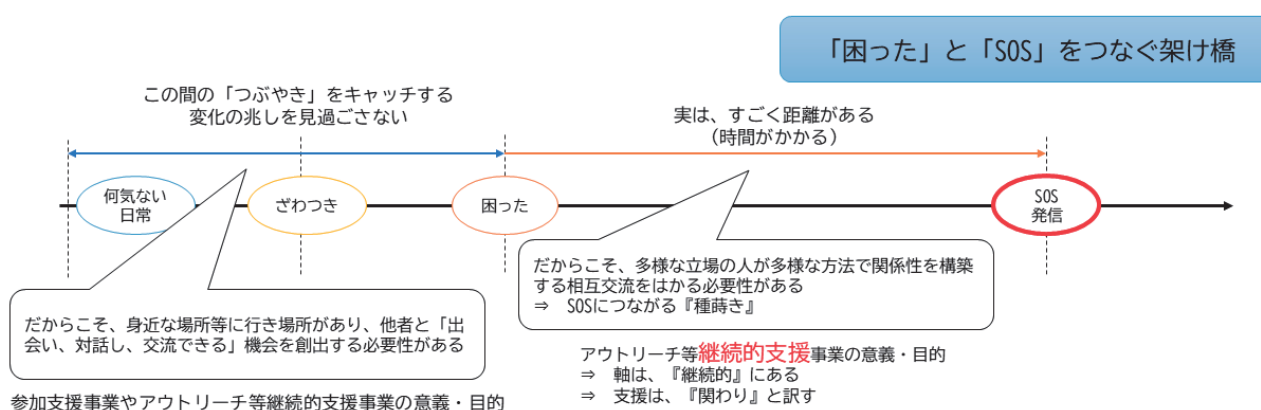
<事業の考え方>

① 「困った」の前から関わり続けること

- 地域の住民や支援関係機関が気になる対象者の多くは、サービスの利用の意思の有無が曖昧であっても、困りごとを抱えている可能性は非常に高いと言えます。さらに、人は、困ったと認識をしてから、SOSを発信するまでに時間がかかるとも言われています。
- そのためにも、アウトリーチ等継続的支援事業によって、継続的かつ伴走的に関わることでなるべく早くSOSを発信できるように、さらにSOSを発信したいと思った時にキャッチすることができるように体制を整備することが必要です。

アウトリーチ等継続的支援事業

「困った」の前から関わり続けること — 参加支援とアウトリーチ等継続的支援 —

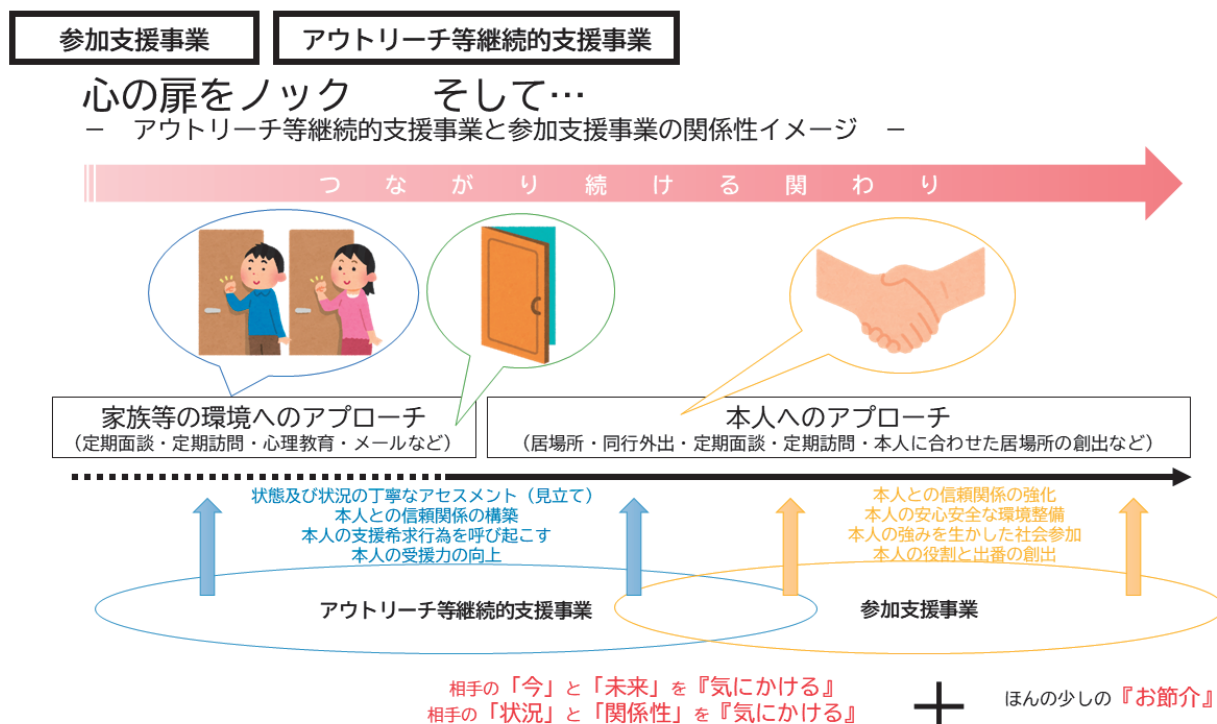


「困っている人」ほど「SOS」は発信できない（「助けて欲しい」と言えない）

- なぜなら、支援を受けることに対して『劣等感・恥ずかしさ・惨めさ』という感情を抱いているから…
- 「叱責されるのではない」「否定されるのではない」「わかってもらえないのではない」という『不安・警戒心』が大きい…
- ⇒ この『不安・警戒心』をどのようにしてほぐしながら、『安心感・安全感・信頼感』に変えていくのが問われる
- ⇒ この関係性を「アウトリーチ等継続的支援事業」で創り出す

② 心の扉をノック そして…

- 困ったを形成する以前の、ちょっとした困りごとの段階から可能であれば、支援ができるように、アウトリーチ等継続的支援事業と参加支援事業との連携が重要となります。



(5) 多機関協働事業

本事業は、複合的な課題を抱えたケースについて、支援関係機関が集まり、情報共有や支援方針について協議を行う仕組みになります。本市では、重層的支援体制整備事業への移行準備事業の中でこの機能を活用し、教育との連携や居住支援等の連携を図ってきました。今後は、「支援会議」及び「重層的支援会議」を中心に各支援関係機関との連携のもと、推進を図っていきます。

<事業の考え方>

① 絡み合った糸のひとつでも解けたら…心は軽くなる

- 多機関協働事業は、絡まり合った糸を解いていくように、複合的なニーズを抱えたケースについて、関係者で一緒に対応を考えていきます。そして、そのことにより、行政職員や支援者の孤立を防ぎ、バーンアウトを防ぐことを目的としています。つまり、支援者支援の仕組みでもあります。

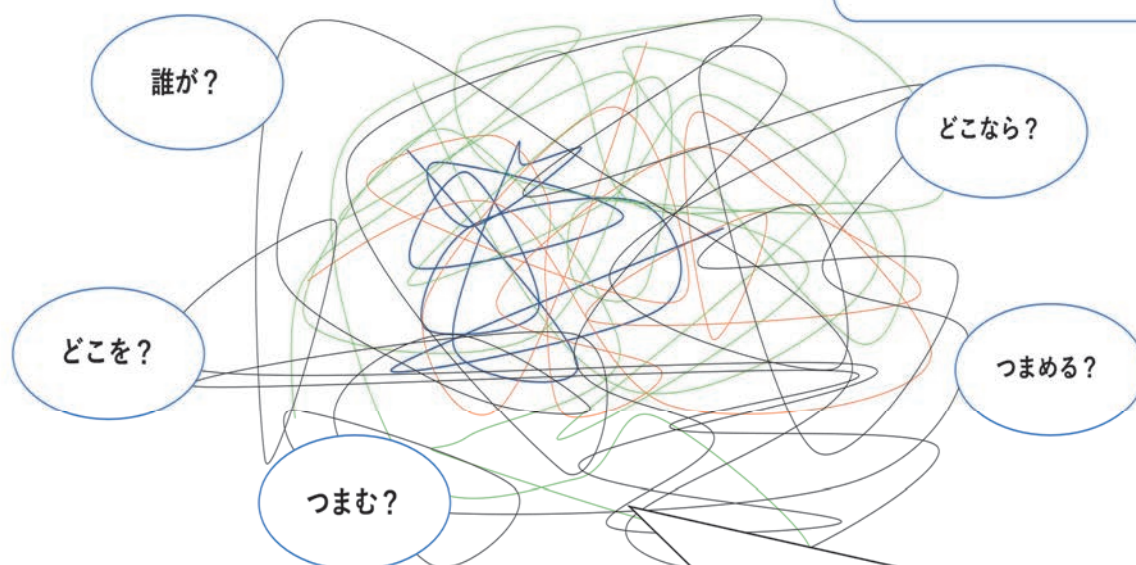
② 多面的な情報を共有することによる本人及び世帯の理解

- 多面的な情報により、複合的な課題の背景を明らかにし、本人や世帯への理解及び適切な配慮につなげます。こうしたことで、本人や世帯との信頼関係を構築し、孤立を防ぐことを目指します。

多機関協働事業

絡み合った糸のひとつでも解けたら…心は軽くなる

絡まった糸を解きほぐしていく
- 大きなカブ的多機関協働 -



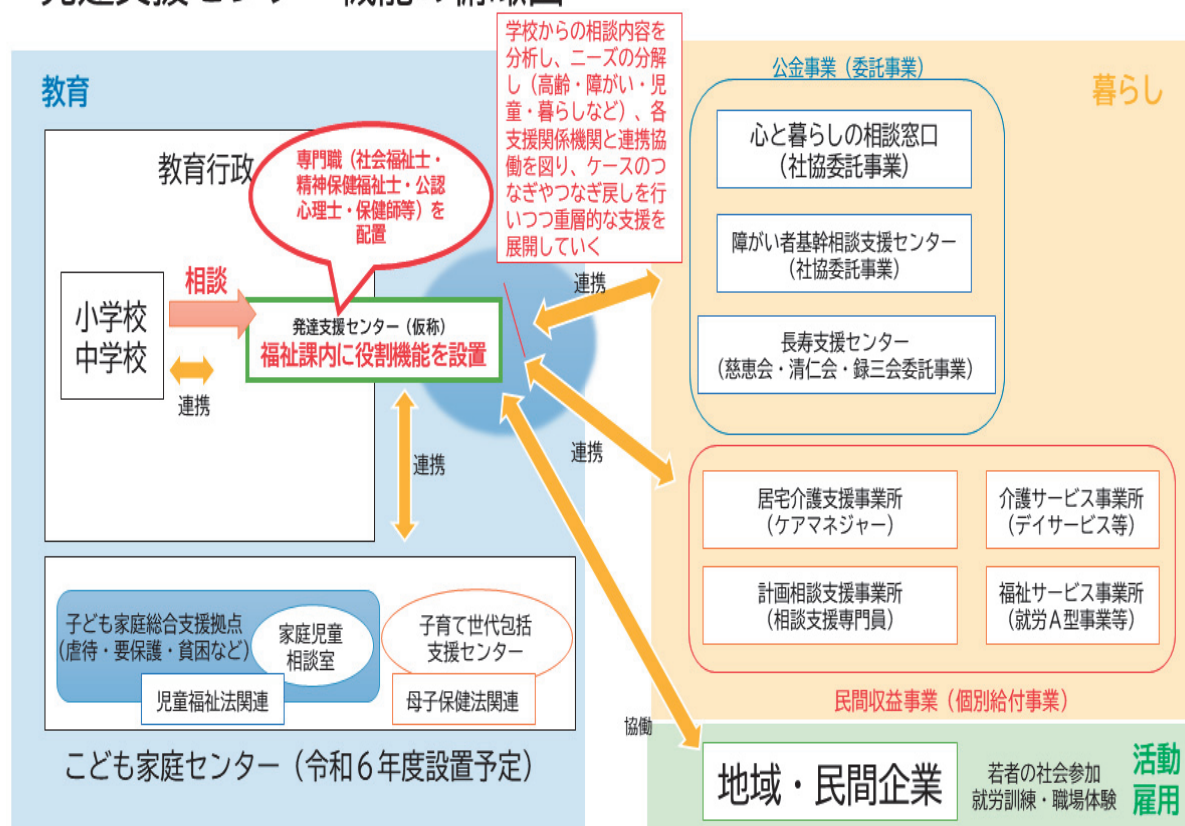
こんなふうに、「イヤなこと」「苦しいこと」「辛いこと」「悲しいこと」「生きづらいこと」「学びづらいこと」などが複雑に絡まり合っていたとしても、『誰か』が「一本でも摘まんで」くれたおかげで、ほんの少しだけでも「ほぐれた」としたら、それだけで、心は「ホッと」する

○美濃加茂市の多機関協働事業の先行事例

<教育と福祉の連携に向けた発達支援センターの設置>

- 本市の「教育と福祉の連携」の方針のもと、「発達支援センター」を令和6年度より設置します。発達支援センターは、学校からのSOSを受け止め、複合的なニーズを解きほぐし、各支援関係機関と連携協働を図り、重層的な支援を行います。

発達支援センター機能の俯瞰図



第6章

成年後見制度利用促進基本計画

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」において、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。この項目では市町村計画として、本市における成年後見制度の利用促進に向けて今後の方向性について示します。

成年後見制度利用促進法（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

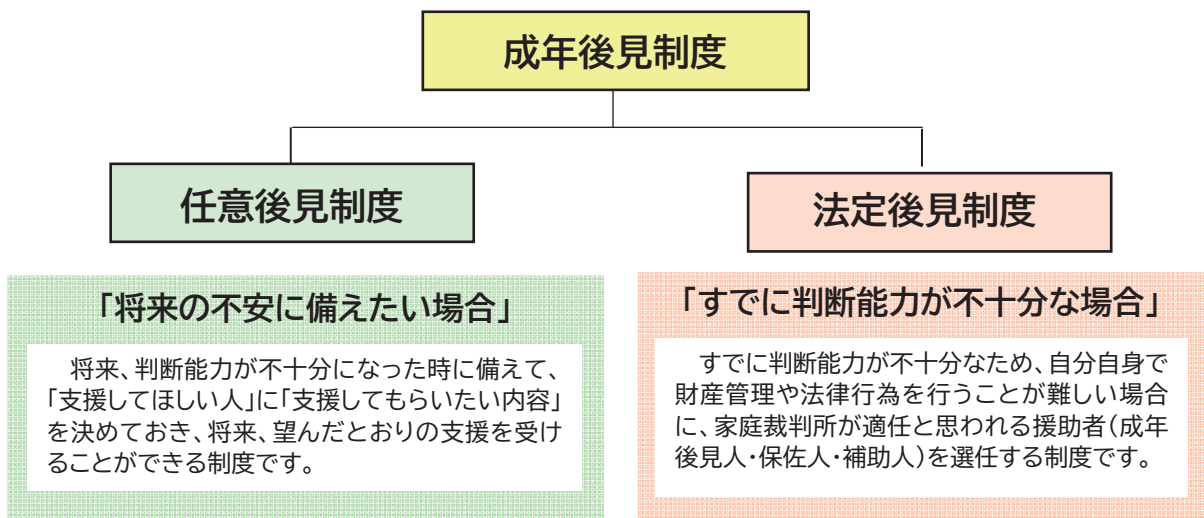
1 成年後見制度の概要と背景

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービス等の契約をすることが困難な場合、本人に不利益が生じないよう成年後見人等が支援する制度です。制度は大きく分けて、任意後見制度と法定後見制度の 2 つがあり、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、認知症高齢者や障がい者の意思を尊重し、意思決定を支援しながら、契約等の法律行為を行います。

社会的背景をみると、認知症高齢者は年々増加し、令和 7 年には約 700 万人になる見込みであるものの、成年後見制度は十分に利用されていない現状があります。

また、障がい者を支える親等の高齢化も進んでおり、成年後見制度の需要は高まることが見込まれます。成年後見制度を必要とする人が適切な支援に結び付くような体制を整備する必要があります。

■ 制度の概要図



	任意後見制度	法定後見制度
成年後見人等の選任	本人が自分で選ぶ	家庭裁判所が選任する
支援の開始時期	元気なうちに契約締結。判断能力が不十分になった後、任意後見監督人が選任されてから開始	判断能力が不十分な段階で、成年後見人等が選任されてから開始
支援の内容	自分の意思で内容を決める	家庭裁判所が定める範囲で行う
成年後見人等の権限	取消権がない	取消権がある
成年後見人等の報酬	本人と受任者間で決める	家庭裁判所が決める

	後 見	保 佐	補 助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等		
援助する人	成年後見人	保佐人	補助人
申立時の本人同意	不 要	不 要 ※代理権の付与は本人の同意が必要	必 要
【同意権】 成年後見人等の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（民法13条1項所定の行為の一部）
【取消権】 取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同 上	同 上
【代理権】 成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為		申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為

2 計画の目的

地域共生社会の実現に向け、高齢者や障がい者等が尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、権利擁護支援施策として成年後見制度の利用促進を図ります。

3 計画の目標

本人に寄り添った権利擁護支援を行うため、中核機関を中心に地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなぐ地域連携ネットワークを強化します。

また、成年後見制度に至らない場合でも安心して生活ができるように、意思決定支援を受けられる体制を整備するため成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築を目指します。

4 今後の方針・取り組み

(1) 中核機関及び協議会の整備・運営の方針

・中核機関について

中核機関として、権利擁護支援センターを設置し、相談窓口を市内に3つ設けています。

権利擁護支援センターは、第1期成年後見制度利用促進基本計画時から構築してきた権利擁護支援の地域連携ネットワークを強化するため、協議会等の仕組みを使い、より広域の連携を強化していきます。

・協議会について

協議会は、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。

成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。権利擁護の最前線に対応をいただいている各機関の担当者の方々と意見を交わしながら、課題を共有し、ともに検討・対応していく体制を強化していく仕組みとしていきます。

（２）地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針

可茂圏域における全 10 市町村の間では、各市町村が中核機関としての役割を担うための課題を共有し対処していくための仕組みとして、令和 2 年 1 月から可茂圏域権利擁護支援推進協議会の運営（10 回／年）を開始しました。

協議会は、弁護士や精神保健福祉士といった権利擁護に精通した専門職アドバイザーの見解を受けながら、「パンフレット及びマニュアル作成」「WGを活用した共通の課題解決に向けた協議」「事例検討や勉強会を通じた職員の連携やスキルアップ」を図る活動の場となっており、関係市町村間でも事業を推進するうえで必要不可欠な協議の場となっています。

市が中核機関の役割を果たしていくうえで、市内部の体制整備は最も重要ですが、限られた福祉の地域資源を共有していく視点においては、課題や問題に対し広域的な対応が求められる場合があります。国や県の動向は可茂圏域権利擁護支援推進協議会でも共有し、広域的な権利擁護支援の地域連携ネットワークとして引き続き活用していきます。

地域連携ネットワークは、地域社会への参加の支援という観点も含め、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の仕組みのほか、地域共生社会の実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する包括的なネットワークを構築するように努めます。

具体的には、権利擁護の実務を担う「権利擁護支援チーム」、関係機関や団体が自発的に協力していく仕組みである「協議会」、地域連携ネットワークのコーディネートを担う「権利擁護支援センター」が相互に連携し、権利擁護支援センターが利用者や後見人等と権利擁護支援チームの橋渡しを行う体制を整えます。

地域連携ネットワークの要である「協議会」への参加団体を、医療機関相談員や金融機関窓口担当者、福祉サービス担当者、住宅施策担当者等に対して段階的に声掛けを行い、増やしていきます。

(3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組は、以下の表のように機能・視点を3つに分類し整理しました。

	地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組		
	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のための仕組みづくり
権利擁護の相談支援機能	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携の仕組みづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行う仕組みづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
権利擁護支援チームの形成支援機能	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦の仕組みづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
権利擁護支援チームの自立支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

・権利擁護の相談支援機能の強化

ア 共通理解の促進の視点による取組

a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む)

地域住民や福祉・医療関係者向けの研修や制度説明会を開催し、理解の浸透を図っていきます。

b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)

研修や説明会等の機会はもちろんのこと、支援関係機関へもパンフレット等を用いて、地域住民が制度利用の検討や支援関係機関に相談する機会に窓口を明確にできるよう周知を図っていきます。

イ 多様な主体の参画・活躍の視点による取組

a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化

地域連携ネットワークにおいては、権利擁護支援チーム・協議会・権利擁護支援センター等が権利擁護支援を必要とする人やその家族などの様子を把握したり、身近な立場で相談を受けたりしている内容を共有します。その上で、権利擁護支援センターや地域包括支援センター、基幹相談支援センター等は、その役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方の確認を行っていきます。

権利擁護支援センターは、重層的支援体制の包括的支援の考え方をういて権利擁護支援策の対応を行う等の支援機関への中継ぎを行い、後見人等の支援を行っていきます。

b 権利擁護支援センターと各相談支援機関との連携強化

権利擁護支援センターは、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障がい、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関と、事例検討や支援の振り返りなどを通じて、緊急性の判断や権利擁護支援の必要性、各種支援や権利擁護支援センターにつなげるタイミング、地域にある様々な権利擁護支援策の確認・共有を行います。

各分野との横断的な課題については、重層的支援体制を活用し、権利擁護支援策の検討を行っていきます。

ウ 機能強化のための仕組みづくりの視点による取組

a 各相談支援機関等の連携の仕組みづくり

市は、イの内容を踏まえ、権利擁護支援センターや地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障がい、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができる仕組みを整備します。

b 成年後見制度利用の妥当性を判断する仕組みづくり

市及び権利擁護支援センターは、権利擁護支援ニーズの整理から確認できた課題の性質によって、各相談支援機関が成年後見制度の利用の必要性を確認するための共有、権利擁護支援センターがケース会議に参加する際のルールづくり、専門職の派遣の仕組みづくりなどを行います。

c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築

市は、日常生活自立支援事業などの既存の権利擁護支援策の充実や、それ以外の新たな支援策を検討します。

・権利擁護支援チームの形成支援機能の強化

ア 共通理解の促進の視点による取組

a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透

権利擁護支援センターは、権利擁護支援チームの形成支援としての受任調整を地域の実情に応じて進めるため、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素を可能な限り共有します。さらに、個人情報を含まない既存事例の検討を行い、後見人等候補者イメージの共通認識を深めます。

イ 多様な主体の参画・活躍の視点による取組

a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成

①市民後見人の育成・活躍支援

市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・意識を学んだ専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指します。

市民後見人の受任実績が県全体でないため、県や圏域で協働して市民後見人養成研修の周知を行っていきます。

②法人後見の担い手の育成

すでに、法人後見の実施団体として地域で後見人等を受任している法人があるものの、担い手不足の課題解決には至っていないため、市内法人による法人後見の受任を行えるよう、法人後見受任までの課題を整理し、法人後見の担い手の育成を進めていきます。

ウ 機能強化のための仕組みづくりの視点による取組

a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦の仕組みづくり【整備済み】

b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築【整備済み】

・権利擁護支援チームの自立支援機能の強化

ア 共通理解の促進の視点による取組

a 意思決定支援や後見人等の役割について理解の浸透

後見人等の参画した権利擁護支援チームが、意思決定支援に取り組めるよう、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に対し、意思決定支援の重要性や考え方等について、研修等を通じた継続的な普及・啓発を行います。また、権利擁護支援チーム内で適切な役割分担を図るため、後見人等の役割を伝えていきます。

イ 多様な主体の参画・活躍の視点による取組

a 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援

地域の関係機関や専門職団体の協力を得ながら、地域の担い手が活躍できるようにするための地盤づくりを行います。また、現在後見等業務を行っている後見等実施法人については、継続的に安定した後見等業務が行えるよう、引き続き報酬助成等支援を行っていきます。

b 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化

成年後見制度を利用する本人や家族等からの相談窓口になり得る居宅介護支援事業所等の機関と連携し、必要に応じて権利擁護支援チームへの参加を依頼できるよう説明を行います。

ウ 機能強化のための仕組みづくりの視点による取組

a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築

後見人等では解決できない共通課題の場合、権利擁護支援チーム内で相談できる体制を構築し、必要となる支援者を確認、場合によっては地域連携ネットワークにも協力を仰ぎ、チーム全体で対応を行える体制を構築します。

b 家庭裁判所と権利擁護支援センターの適時・適切な連絡体制の構築

地域連携ネットワークを軸に、家庭裁判所とは連絡・連携を密にし、相互の役割を明確にしたうえで、必要に応じて家庭裁判所と権利擁護支援センターが適時・適切に連絡ができる体制を整備します。

（４）市町村申立の適切な実施と成年後見制度の推進の方針

・市長申立ての適切な実施

市長申立ての早期に適切な実施を行うため、次のアからウの内容について取組を行います。

ア 県と連携をし、継続的な研修の実施

担当職員には、岐阜県担当部署と連携し、市町村長申立てに関する実務を含めた研修を受講します。

イ 権利擁護支援アドバイザーの活用

困難事例等が発生した場合には、権利擁護支援アドバイザーから助言を受けるようにし、円滑に申立てを進めます。

ウ 円滑な申立基準の設定

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」に基づき、虐待事案等迅速な対応が必要な場合における親族調査の基本的考え方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための申立基準について、円滑に市長申立が進められるよう、市独自のガイドラインを作成し、運用します。

・ 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度利用支援事業について、現在は市長申立に限定した制度利用支援を実施していますが、低所得者や本人又は親族申立の場合においても申立費用の援助が得られるよう検討していきます。また、報酬助成についても幅広く運用ができるよう国・県の動向を確認しながら検討していきます。

(5) その他優先して取り組む事項

・ 任意後見制度の利用促進

任意後見制度は人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、積極的に活用されることを目指す必要があります。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど、同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めます。

ア 周知・広報等に関する取組

a 地域住民に対する周知

地域包括支援センターが行う相談支援等と連動し、任意後見制度についての周知を行います。また、権利擁護支援センターが中心となり、任意後見制度の周知に係る講演会等を実施し、地域住民への周知を行います。

イ 趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

a 専門職団体及び公証人との連携

任意後見制度の活用については、専門職団体及び公証人との連携が必要となります。この両者については、既に任意後見契約を締結している本人の判断能力が低下した場合に、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを周知徹底してもらえよう、権利擁護支援センターから周知及び連携を行います。

b 権利擁護支援チームとの連携

権利擁護支援チームによる見守りで、任意後見契約の委任者である本人の判断能力が低下しているなど権利擁護支援が必要なケースを発見した場合は、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促し、これが困難な場合には法定後見開始の申立てを権利擁護支援センターに相談するなど、都度必要な支援を行えるよう、権利擁護支援チームと連携を取ります。

c 金融機関への周知・連携

金融機関は、本人の出金・預入について、本人の判断能力が低下していることを把握した場合には、権利擁護支援センターや地域包括支援センター等と連携し、必要に応じて任意後見受任者へ任意後見監督人の選任の申立てを促すようにします。

ア 市民後見人の育成・活躍支援

判断能力が不十分な本人が地域で生活するにあたり、地域住民が地域住民を支えるという観点から、より本人に寄り添った意思決定支援を行うことができるよう市民後見人の育成を行っていく必要があります。

a 市民後見人養成研修

市民後見人は本人の意思決定支援を行うにあたり、市民後見人養成研修の修了が求められています。市民後見人養成研修については、県の動向を確認しながら、圏域での開催を進めていきます。また、研修の一部内容については、受講者のニーズに合わせて権利擁護支援センターでも開催できるよう国・県と協働して進めていきます。

b 市民後見人養成研修の周知

市民後見人養成研修については、開催される場合には地域で福祉活動やボランティア活動に従事しておられる方を中心に、積極的に周知を行っていきます。

イ 親族後見人への支援

本人をよく知る人物であり、寄り添った意思決定支援を行えるのは親族後見人となりますが、親族後見人も専門職のような専門的知識を誰しもが保有しているわけではありません。よって親族後見人が安心して適切に業務が実施できるよう、権利擁護支援センターが相談・支援を行います。

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組



第7章 再犯防止推進計画

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は国の「再犯防止推進計画」を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めるものとされています。この項目では市町村計画として、本市における再犯の防止等に関する施策の推進に向けて今後の方向性について示します。

再犯防止推進法（抜粋）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（事項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なくこれを公表するよう努めなければならない。

1 計画策定の目的

平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が公布、施行され、都道府県及び市町村は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域に応じた施策の推進に関する計画を策定し、実施する責務を有することが明記されました。

国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、岐阜県においても令和元年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定されました。

このような状況を踏まえ、本市においても、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。なお、項目を再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、「美濃加茂市再犯防止等推進計画」として位置付けます。

2 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

3 計画の対象者

計画の対象者は、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者としています。

4 今後の方針

支えられる側が支える側となり、社会の一員としての主体性を再獲得していくために、重層的支援体制整備事業の取り組みや生活困窮者支援の取り組みと連携・協働を図っていきます。

<施策の方向>

(1) 再犯防止の推進

再犯防止推進計画に基づき、加茂保護区保護司会等関係機関と連携しながら、再犯防止施策を推進し、犯罪をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。

刑余者の中には、社会的孤立や複合化した福祉ニーズを抱えている人が少ないないため、重層的支援体制整備事業の推進により、福祉・保健・雇用・住まいなど分野横断的な連携及び協働による包括的な支援体制を構築します。

また、重層的支援体制整備事業による多機関協働・参加支援・アウトリーチ支援等を多層的に組み合わせながら支援を展開することで、入口支援及び出口支援においても司法関係者との連携を図る体制整備に努めていきます。

(2) 犯罪をした人の人権についての啓発

犯罪をした人に対する差別的言動等の人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。

地域の差別や偏見は刑余者の自立更生の阻害要因とも言われている点を踏まえつつ、刑余者の人が地域と調和を図りながら暮らしていくことができるように差別偏見の解消に努めます。具体的には重層的支援体制整備事業や生活困窮者支援事業を組み合わせることにより、住民と刑余者との交流機会なども作りながら地域の中に包摂理念を醸成していくことを目指します。

(3) 保護司の適任者の確保や保護司活動の支援

地域において犯罪をした人の指導・支援にあたる保護司との情報共有や連携を推進するとともに、国、県、関係団体等、関係機関との連携を図ります。また、保護司をはじめ、関係団体の活動に支えられていることから、その活動に対する支援を行います。

（４）広報・啓発活動の推進

犯罪のない社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」の啓発活動に対して協力するとともに、広報等を通じて、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進します。

ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の構築には、地域住民の相互理解と共感関係の形成が重要となるため、多機関の連携・協働により、刑余者の排除気運の軽減を目指し、刑余者が社会の中に居場所を見つけ、社会とのつながりを育むことができるように、自己有用感・自己肯定感・自己効力感の形成に向けて地域の理解及び協力が広がるような支援体制を構築していきます。

（５）地域の支援ネットワークの構築

地域における各種行政サービスを必要とする犯罪をした人が地域で安定して生活できるよう支援ネットワークの構築に努めます。

再犯防止においては、日常的な営みを安心して送ることができる住まいの確保が重要である一方で、刑余者の人は様々な事情により安定した住まいを確保することが難しい現状を鑑み、重層的支援体制整備事業により、福祉課・都市計画課・その他の支援関係機関との連携・協働による居住支援のネットワークの構築を図ります。

第8章

保健・福祉アクションプラン

- 地域福祉計画及び諸計画から各計画の重点項目を抽出し、保健・福祉アクションプランとして、計画の進行管理を行います。各計画の進捗状況を毎年度評価し、必要に応じて重点項目を見直していきます。

1 美濃加茂市地域福祉計画

担当課・係		福祉課 地域福祉係
計画名		美濃加茂市地域福祉計画 〔 重層的支援体制整備事業実施計画 成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画 〕
計画期間		令和6年度～令和11年度
1	重点項目	<医療・保健・福祉等に関わる支援者等の人材育成> 医療・保健・福祉等に関わる支援者が、他の分野や領域において顕在化している課題に対しても当事者観を持って関わりつつ、自分たちの所属している組織の機能を重ね合わせながら、地域共生社会の実現に向けた取組を考えていきます。また、多職種による相互学習を重ね、支援者としての資質向上と人材定着を進めていきます。
2	重点項目	<多機関での協働による支援体制の充実> 複合的なニーズを抱えた個人及び世帯を支援するにあたっては、多分野の支援関係機関による横断的な連携や創意工夫をもって新たな支援体制の整備を進めていきます。 また、教育と福祉の連携の推進のため「家族を支える連携会議」を用いて、児童・生徒・家族を支える体制の整備やすべての年代の人々が安心して暮らすことができるための「生涯発達支援」を目的とした「発達支援センター」を設置し、地域づくりを進めていきます。
3	重点項目	<孤立の防止と仲間づくりの推進> 住民の身近な地域において、高齢者や子育て世代等の孤立防止を目的とした多世代の交流や高齢者、障がい者、子ども、子育て世代等が関わり合うことのできる場づくりを進めていきます。 また、重層的な支援体制の整備を目指して、参加支援事業、アウトリーチ等継続的支援事業、生活困窮者の就労準備支援事業などさまざまな仕組みを活用したつながりをつくり、孤立防止につなげていきます。

2 美濃加茂市障がい者プラン

担当課・係		福祉課 障がい福祉係				
計画名		美濃加茂市障がい者プラン 〔 障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 〕				
計画期間		令和6年度～令和8年度				
1	重点項目	＜相談支援体制の充実・強化のための取組＞ ○基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化				
	重点項目 に対する 数値目標	項目		第7期目標		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）		26	28	30
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件）		10	10	10
		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）		10	10	10
		個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）		10	10	10
主任相談支援専門員の配置数（人）		1	1	1		
2	重点項目	＜障がいのある子どもに対する支援の充実＞ ○障がい児への相談支援体制、発達支援体制の充実 発達障がいを含め障がいのある子どもたちを早期に発見する相談支援体制と、療育・保育・教育・就労まで一貫して支える発達支援体制に努めます。				
3	重点項目	＜理解促進・広報啓発の推進＞ ○障がいや障がい者の理解促進 市民一人一人が障がいや障がい者について理解を深めること。広報紙やホームページ等を通じた啓発・広報活動を行う。				

3 美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

担当課		高齢福祉課									
計画名		美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画									
計画期間		令和6年度～令和8年度									
1	重点項目	<地域共生社会の実現> 医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供され、高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者が安心して生活できる地域共生社会の実現をめざします。									
	重点項目に対する数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>現状 (令和5年度)</th><th>目標 (令和8年度)</th><th>備考</th></tr><tr><td>住民や地域関係者（専門職以外）参加型の地域ケア会議開催回数</td><td>5回 (見込み)</td><td>10回</td><td>地域住民参加型の会議を開催することで、住民主体の地域づくりにつなげます。</td></tr></table>	項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和8年度)	備考	住民や地域関係者（専門職以外）参加型の地域ケア会議開催回数	5回 (見込み)	10回	地域住民参加型の会議を開催することで、住民主体の地域づくりにつなげます。	
項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和8年度)	備考								
住民や地域関係者（専門職以外）参加型の地域ケア会議開催回数	5回 (見込み)	10回	地域住民参加型の会議を開催することで、住民主体の地域づくりにつなげます。								
2	重点項目	<介護予防と健康づくりの推進> 地域の実情に合った介護予防教室の実施などを通じて、高齢者自身の介護予防意識を高めるとともに、地域等への参加を促し、介護予防と健康づくりを推進します。									
	重点項目に対する数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>現状 (令和5年度)</th><th>目標 (令和8年度)</th><th>備考</th></tr><tr><td>介護予防普及啓発事業（介護予防教室の開催）</td><td>各日常生活圏域で開催</td><td>継続</td><td>地域の実情に合わせて、開催方法を工夫します。</td></tr></table>	項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和8年度)	備考	介護予防普及啓発事業（介護予防教室の開催）	各日常生活圏域で開催	継続	地域の実情に合わせて、開催方法を工夫します。	
項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和8年度)	備考								
介護予防普及啓発事業（介護予防教室の開催）	各日常生活圏域で開催	継続	地域の実情に合わせて、開催方法を工夫します。								
3	重点項目	<認知症施策の推進> 認知症に対する正しい知識と理解を普及することを通じて、認知症の本人や家族の視点を重視した認知症支援施策を推進します。									
	重点項目に対する数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>現状 (令和5年度)</th><th>目標 (令和8年度)</th><th>備考</th></tr><tr><td>認知症サポーター養成者数</td><td>11,500人 (見込)</td><td>14,000人</td><td></td></tr></table>	項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和8年度)	備考	認知症サポーター養成者数	11,500人 (見込)	14,000人		
項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和8年度)	備考								
認知症サポーター養成者数	11,500人 (見込)	14,000人									

4 第4期美濃加茂市健康増進計画

担当課		健康課											
計画名		第4期美濃加茂市健康増進計画											
計画期間		令和6年度～令和11年度											
1	重点項目	<運動習慣の形成> ○みのかも健康10か条④運動をしよう 市民が誰でも気軽に参加できるウォーキングイベントや健康・スポーツイベントを通じて、体力の維持向上と運動習慣の形成に取り組みます。											
	重点項目 に対する 数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>現状値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>1日の歩数の中央値</td><td>男性 5,000 歩 女性 4,000 歩</td><td>男性 6,000 歩 女性 5,000 歩</td></tr><tr><td>日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施する人の割合</td><td>55.2%</td><td>60.0%</td></tr></table>			項目	現状値	目標値	1日の歩数の中央値	男性 5,000 歩 女性 4,000 歩	男性 6,000 歩 女性 5,000 歩	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施する人の割合	55.2%	60.0%
		項目	現状値	目標値									
1日の歩数の中央値		男性 5,000 歩 女性 4,000 歩	男性 6,000 歩 女性 5,000 歩										
日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施する人の割合	55.2%	60.0%											
2	重点項目	<生涯を通じたむし歯予防、歯周病予防> ○みのかも健康10か条②自分の歯を残そう 市民幅広い年代を対象とした歯科健診の実施によりむし歯と歯周病の予防を推進し、健康な歯を生涯を通じて保つことを推進します。											
	重点項目 に対する 数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>現状値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>何でも噛んで食べることのできる人（咀嚼良好者）の割合</td><td>81.1%</td><td>85.0%</td></tr><tr><td>過去1年間に歯科健診を受診した人の割合</td><td>29.3%</td><td>40.0%</td></tr></table>			項目	現状値	目標値	何でも噛んで食べることのできる人（咀嚼良好者）の割合	81.1%	85.0%	過去1年間に歯科健診を受診した人の割合	29.3%	40.0%
		項目	現状値	目標値									
何でも噛んで食べることのできる人（咀嚼良好者）の割合		81.1%	85.0%										
過去1年間に歯科健診を受診した人の割合	29.3%	40.0%											
3	重点項目	<生活習慣病予防のための食生活改善> ○みのかも健康10か条⑤正しい食事をとろう 栄養バランスの良い食事の普及の取組を通じて、生活習慣病予防につながる食生活改善に取り組みます。											
	重点項目 に対する 数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>現状値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2回以上とっている人の割合</td><td>20歳代 38.4% 30歳代 56.1%</td><td>20歳代 45.0% 30歳代 60.0%</td></tr><tr><td>塩分のとりすぎに気をつけている人の割合</td><td>59.6%</td><td>65.0%</td></tr></table>			項目	現状値	目標値	主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2回以上とっている人の割合	20歳代 38.4% 30歳代 56.1%	20歳代 45.0% 30歳代 60.0%	塩分のとりすぎに気をつけている人の割合	59.6%	65.0%
		項目	現状値	目標値									
主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2回以上とっている人の割合		20歳代 38.4% 30歳代 56.1%	20歳代 45.0% 30歳代 60.0%										
塩分のとりすぎに気をつけている人の割合	59.6%	65.0%											

5 美濃加茂市第2次いのち支える自殺対策計画

担当課		健康課													
計画名		美濃加茂市第2次いのち支える自殺対策計画													
計画期間		令和6年度～令和11年度													
1	重点項目	<地域におけるネットワークの強化> ○重層的支援体制整備事業による庁内外の分野横断的連携協働 複合的な課題を抱える個人及び世帯に対する支援方法等を検討するために「支援会議」を実施し、多職種及び多機関による包括的な支援を提供する。													
	重点項目 に対する 数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>現状値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>実務者による支援会議の実施回数</td><td>27回</td><td>年12回以上</td></tr></table>	項目	現状値	目標値	実務者による支援会議の実施回数	27回	年12回以上							
項目	現状値	目標値													
実務者による支援会議の実施回数	27回	年12回以上													
2	重点項目	<自殺対策を支える人材の育成> ○ゲートキーパーの養成 悩みや生活上の困難さを抱える人が発するシグナルを早期に「気づき」「声をかけ」「話を聞いて」適切な支援に「つなぐ」「見守る」ことができる、ゲートキーパーの育成を行う。													
	重点項目 に対する 数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>現状値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>ゲートキーパーについて知っている人の増加</td><td>19.1%</td><td>50.0%以上</td></tr><tr><td>ゲートキーパー養成講座実施回数</td><td>年4回</td><td>年2回</td></tr></table>	項目	現状値	目標値	ゲートキーパーについて知っている人の増加	19.1%	50.0%以上	ゲートキーパー養成講座実施回数	年4回	年2回				
項目	現状値	目標値													
ゲートキーパーについて知っている人の増加	19.1%	50.0%以上													
ゲートキーパー養成講座実施回数	年4回	年2回													
3	重点項目	<住民への啓発と周知> ○自殺に関するワンストップ窓口健康課と各種生きる支援に関する相談窓口を集約した周知 危機に陥る前に助けを求めることができるよう、「生きるための支援 ワンストップ窓口 健康課」を周知するとともに、生きる支援に関する様々な相談先を集約して周知する。													
	重点項目 に対する 数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>現状値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>悩み相談窓口を知らない人の減少</td><td>49.6%</td><td>30.0%以下</td></tr><tr><td>相談窓口「生きるための支援 ワンストップ 窓口健康課」を認知している人の増加</td><td>11.3%</td><td>50.0%以上</td></tr><tr><td>困ったときに相談する人や機関（場所）があることを知っている児童生徒の割合</td><td>92.8%</td><td>100%</td></tr></table>	項目	現状値	目標値	悩み相談窓口を知らない人の減少	49.6%	30.0%以下	相談窓口「生きるための支援 ワンストップ 窓口健康課」を認知している人の増加	11.3%	50.0%以上	困ったときに相談する人や機関（場所）があることを知っている児童生徒の割合	92.8%	100%	
項目	現状値	目標値													
悩み相談窓口を知らない人の減少	49.6%	30.0%以下													
相談窓口「生きるための支援 ワンストップ 窓口健康課」を認知している人の増加	11.3%	50.0%以上													
困ったときに相談する人や機関（場所）があることを知っている児童生徒の割合	92.8%	100%													

6 第3期美濃加茂市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） 及び第4期美濃加茂市国民健康保険特定健康診査等実施計画

担当課		国保年金課										
計画名		第3期美濃加茂市国民健康保険保健事業実施計画 （データヘルス計画）及び第4期美濃加茂市国民健康保険 特定健康診査等実施計画										
計画期間		2024 年度～2029 年度（令和6 年度～令和11 年度）										
1	重点項目	＜特定健康診査の受診率向上＞ ○特定健康診査受診勧奨事業 特定健康診査の受診勧奨を行うことで、特定健康診査の受診率を向上させ、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげていきます。										
	重点項目 に対する 数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>2022 年度</th><th>2026 年度</th><th>2029 年度</th></tr><tr><td>特定健診受診率：％</td><td>33.8</td><td>40</td><td>46</td></tr></table>				項目	2022 年度	2026 年度	2029 年度	特定健診受診率：％	33.8	40
項目	2022 年度	2026 年度	2029 年度									
特定健診受診率：％	33.8	40	46									
2	重点項目	＜糖尿病重症化予防＞ ○未治療者受診勧奨事業 糖尿病の未治療者へ医療機関受診勧奨・保健指導を行うことで、適切な治療に結び付け、糖尿病の合併症の発症を防ぎます。										
	重点項目 に対する 数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>2022 年度</th><th>2026 年度</th><th>2029 年度</th></tr><tr><td>医療機関受診率：％</td><td>52.4</td><td>54</td><td>56</td></tr></table>				項目	2022 年度	2026 年度	2029 年度	医療機関受診率：％	52.4	54
項目	2022 年度	2026 年度	2029 年度									
医療機関受診率：％	52.4	54	56									
3	重点項目	＜高血圧重症化予防＞ ○未治療者受診勧奨事業 高血圧の未治療者へ医療機関受診勧奨を行うことで、適切な治療につなげ、生活習慣病の重症化を予防します。										
	重点項目 に対する 数値目標	<table><tr><th>項目</th><th>2022 年度</th><th>2026 年度</th><th>2029 年度</th></tr><tr><td>医療機関受診率：％</td><td>37.8</td><td>39</td><td>40</td></tr></table>				項目	2022 年度	2026 年度	2029 年度	医療機関受診率：％	37.8	39
項目	2022 年度	2026 年度	2029 年度									
医療機関受診率：％	37.8	39	40									

第9章 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・行政等の連携協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民をはじめとして民生委員等、市社協、自治会、ボランティア、NPO、福祉団体、事業者などと行政とのパートナーシップに基づき協働し、支えあうことにより実現します。

計画策定後、本市は地域住民の主体的な参画と福祉関係事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組んでいくとともに、地域住民、事業者、市社協などがそれぞれの立場や役割のもとでお互いに支えあい、連携協働して計画を推進していきます。

2 計画の普及・啓発

地域福祉は、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるすべてのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。このため、地域住民をはじめ、関係団体等に本計画の周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、概要版や広報、ホームページ、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

3 計画の点検・評価

本計画を推進していくにあたり、地域福祉計画等の各種事業について、定期的に実施状況の点検や評価を行い、社会状況の変化などにより見直しが必要な場合には、取組内容の見直しを行っていきます。

美濃加茂市地域福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行・編集：岐阜県美濃加茂市市民福祉部 福祉課

〒505-8606

岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

TEL：0574-25-2111（代表）



*Walkable City
Minakama*